

平成29年度第2回東京都北区環境審議会次第

日時：平成29年8月23日（水）

午前10時～

場所：北とぴあ14階 スカイホール

【次 第】

1 開 会

2 議 事

(1) 「（仮称）第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

① 計画の基本的事項等について [資料1]

② 温室効果ガスの排出状況と将来予測について [資料2]

(2) その他

3 報 告

(1) 「北区環境基本計画2015」の進捗状況について

4 閉 会

【配付資料】

- 次第（本紙）
- 座席表
- 委員名簿
- 資料1 計画の基本的事項等
- 資料2 温室効果ガスの排出状況と将来予測
- 参考資料1 23区の策定状況
- 参考資料2 区民・事業者意識調査の回収状況 <当日配付>
- 参考資料3 北区の環境（平成28年度実績）<当日配付>

平成29年度第2回東京都北区環境審議会座席表

入 口

傍
聴
席

(事務局)	つちや たかし 土屋 隆 リサイクル清掃課長	はやかわ まさこ 早川 雅子 生活環境部長	さとう ひでお 佐藤 秀雄 環境課長

北区グリーンクラブ 会長

はら よしこ
原 芳子

いしかわ さえだ
石川 小枝

区民生活委員会副委員長

トライネットワーク

こやま ふみひろ
小山 文大

なとり ひであき
名取 ひであき

区民生活委員会委員長

公募区民

あきやま けんたろう
秋山 健太郎

みやじま おさむ
宮島 修

区議会副議長

公募区民

あきやま かおり
秋山 香織

えのもと はじめ
榎本 はじめ

区議会議長

東洋大学経済学部長
総合政策学科教授

おがわ よしき
小川 芳樹

かも もりひろ
加茂 守啓

(一社)北産業連合会 評議員
(株)浮間合成 代表取締役社長

千葉大学大学院
園芸学研究科准教授

やない しげと
柳井 重人

おばな ひでお
尾花 秀雄

北区商店街連合会 会長

東京農工大学大学院
工学研究院教授

ほそみ まさあき
細見 正明

さいとう くにひこ
齋藤 邦彦

北区町会自治会連合会 副会長

会長 千葉大学名誉教授
丸田 頼一
まるた よりかず

8月23日(水) 10:00~
於:北とびあ14階スカイホール

窓

平成29年度 東京都北区環境審議会委員名簿

環境審議会		氏名	(ふりがな)	所属	備考
学識経験者 五人					
	学識経験者	丸田 頼一	(まるた よりかず)	千葉大学名誉教授	
	学識経験者	細見 正明	(ほそみ まさあき)	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	
	学識経験者	品川 明	(しながわ あきら)	学習院女子大学 環境教育センター 教授	
	学識経験者	柳井 重人	(やない しげと)	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授	
	学識経験者	小川 芳樹	(おかわ よしき)	東洋大学経済学部総合政策学科 教授	経済学部長
区民、事業者、及び民間団体 七人					
	公募区民	秋山 香織	(あきやま かおり)		
	公募区民	秋山 健太郎	(あきやま けんたろう)		
	区民	齋藤 邦彦	(さいとう くにひこ)	北区町会自治会連合会 副会長	
	民間団体	小山 文大	(こやま ふみひろ)	トライネットワーク	
	民間団体	原 芳子	(はら よしこ)	北区グリーンクラブ 会長	
	事業者	尾花 秀雄	(おばな ひでお)	北区商店街連合会 会長	
	事業者	加茂 守啓	(かも もりひろ)	一般社団法人 北産業連合会 評議員	
区議会議員 四人					
	区議会	榎本 はじめ	(えのもと はじめ)	議長	
	区議会	宮島 修	(みやじま おさむ)	副議長	
	区議会	名取 ひであき	(なとり ひであき)	区民生活委員会 委員長	
	区議会	石川 小枝	(いしかわ さえだ)	区民生活委員会 副委員長	
事務局					
	区職員	早川 雅子	(はやかわ まさこ)	生活環境部長	
	区職員	佐藤 秀雄	(さとう ひでお)	生活環境部環境課長	

任期:平成31年3月31日迄

計画の基本的事項等

<目次>

1. 地球環境問題の現状	1
1.1 地球温暖化とは	1
1.2 地球温暖化の現状とその影響	3
1.3 地球温暖化問題に関する国内外の動き	5
2. 計画の基本的事項	9
2.1 計画の目的	9
2.2 計画の位置づけ	9
2.3 基準年次と計画期間	10
2.4 計画の対象	10
3. 北区の地域特性	12
3.1 自然条件	12
3.2 社会的条件	15

1. 地球環境問題の現状

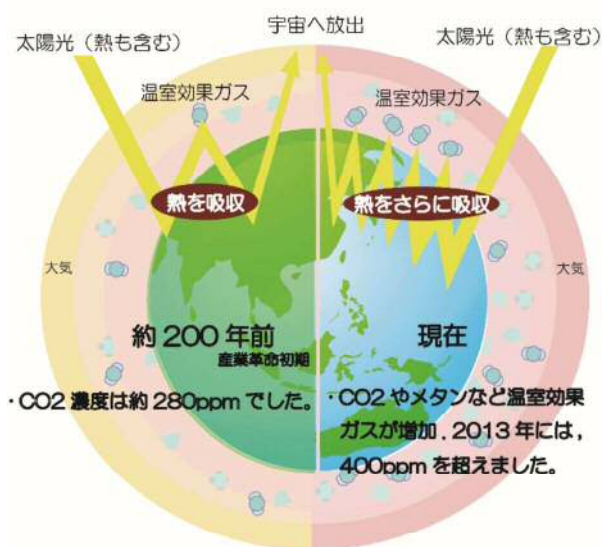
1.1 地球温暖化とは

(1) 地球温暖化の仕組み

太陽から降り注ぐ光は、地球の大気を通過し地表を温めています。

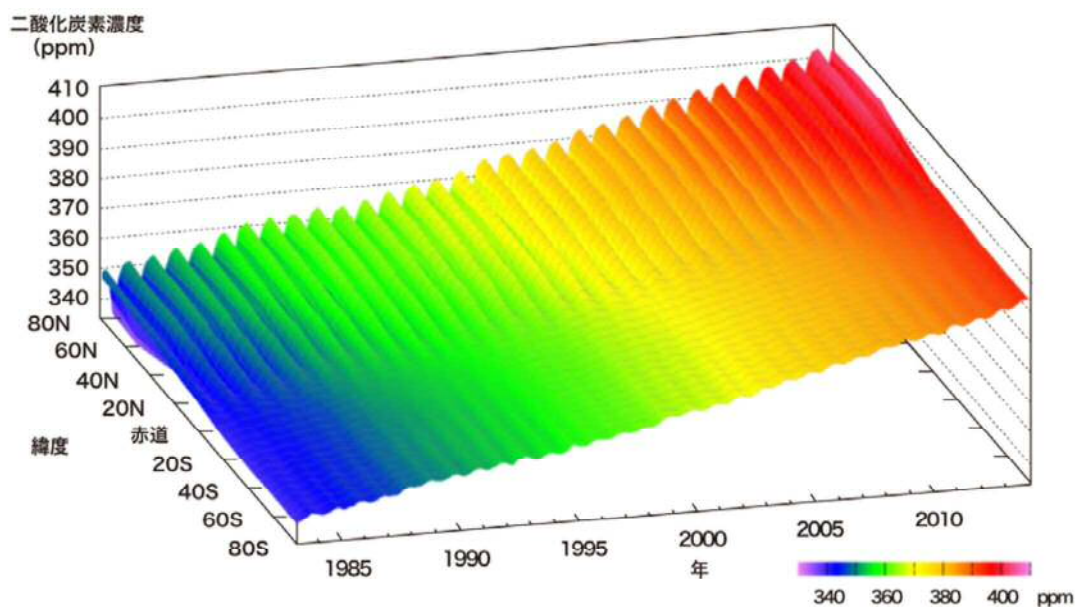
温められた熱の多くは、宇宙に放出されますが、一部、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果ガスと呼ばれる気体によって吸収されています。このことにより、地球は、生物の生存に適した気温に保たれてきました。

しかし、産業革命以降、二酸化炭素の排出量が増え、大気中の二酸化炭素濃度が上昇しています。この結果、熱が宇宙に出ていかずに大気中にこもることとなりました。これが、地球温暖化です。



参考：IPCC 第5次評価報告書

図 1-1 地球温暖化の仕組み



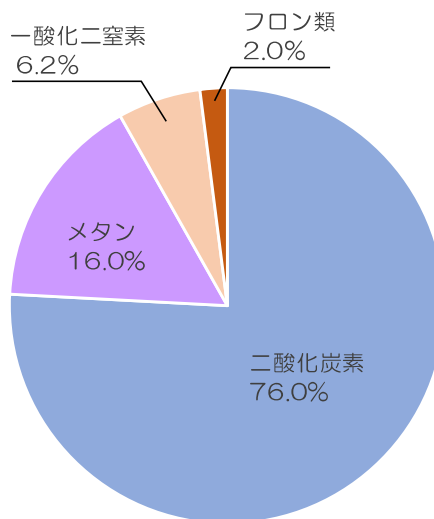
出典：気象庁「気候変動監視レポート2014」

図 1-2 大気中の二酸化炭素濃度の推移（緯度別）

(2) 温室効果ガスの概要

二酸化炭素は、温室効果ガスの中で最も多くの割合を占めています。二酸化炭素以外の温室効果ガスとしては、メタン、一酸化二窒素、4種類のフロンガスがあります。

二酸化炭素以外の温室効果ガスは、全体に占める割合は少ないものの、温室効果は二酸化炭素よりも強力です。二酸化炭素を基準に温室効果の能力を数値化したものを地球温暖化係数と呼びます。



出典：IPCC 第5次評価報告書
(各種ガスの排出量：2010年の割合)

図 1-3 温室効果ガスの内訳

表 1-1 温室効果ガスの概要

種類	概要	地球温暖化係数*	
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼や、廃棄物の焼却などから排出されます。電気の使用も、火力発電所での燃料の使用につながるため、排出の大きな要因です。	1	
メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼などによって排出されます。自動車の排気ガス、清掃工場の排出ガスなどに含まれます。また、水田や家畜の腸内発酵・ふん尿からも排出されます。	25	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼などによって排出されます。自動車の排気ガス、清掃工場の排出ガスなどに含まれます。その他、家畜のふんや尿などからも排出されます。	298	
フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	フロンの代わりにオゾン層を破壊しないガスとして、冷蔵庫・エアコン・カーエアコンなどの冷媒、スプレー等エアゾール製品の噴射剤、発泡・断熱材製造などに用いられています。	12~14,800
	パーフルオロカーボン (PFCs)	電子部品等洗浄や半導体製造工程で用いられています。	7,390~17,340
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	変圧器等の電気機械器具に封入されている電気絶縁ガスや半導体製造工程で用いられています。	22,800
	三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造工程で用いられています。	17,200

※地球温暖化対策の推進に関する法律施行令より

1.2 地球温暖化の現状とその影響

(1) 地球温暖化の現状

1) 観測された変化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、温暖化については「疑う余地がない」こと、及びその原因として、人間の活動による可能性が極めて高い（可能性95%以上）ことが指摘されています。

また、地球温暖化の現状に関して以下のような見解が示されています。

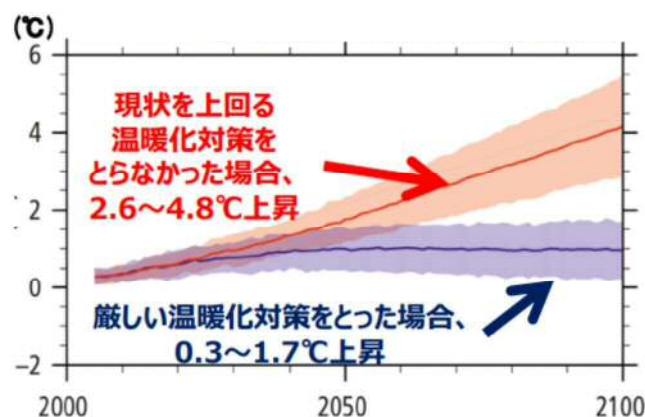
■ 観測された変化

- 1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85℃上昇
- 1901～2010年において、世界平均海面水位は0.19m上昇
- 1971～2010年において、海洋表層（0～700m）で水温が上昇したことはほぼ確実
- 海洋が人為起源の二酸化炭素の約30%を吸収したことにより海洋酸性化が発生

2) 将来の気候変動

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、21世紀末（2081～2100年）の気温が、現在（1986～2005年）と比較して次のようになると予測されています。

- 特に地球温暖化対策をしない社会：2.6～4.8℃上昇
- 地球温暖化対策にできるかぎり取り組んだ社会：0.3～1.7℃上昇



出典：環境省「第一回気候変動長期戦略懇談会資料」
(IPCC「第5次評価報告」より環境省作成)

図 1-4 1986年～2005年平均気温からの気温上昇

(2) 地球温暖化の影響

地球温暖化により、北極・南極・グリーンランドの海氷・氷床の減少、海面水位の上昇、熱波や極端な高温の頻度の増加などが顕在化していると報告されています。

国内でも地球温暖化が影響要因と考えられる事例として、以下の事項が指摘されています。

- ・熱中症患者の増加
- ・デング熱等を媒介するヒトスジシマカの分布拡大
- ・生物の分布範囲の変化（北方あるいは高標高に移動）
- ・コメや果実の品質低下
- ・洪水、高潮・高波など自然災害の頻発 など

表 1-2 日本における地球温暖化の各分野への影響

分 野	現 在 の 影 響	将 来 予 測
水環境・水資源	年降水量の変動幅の拡大、水温上昇、水質の悪化、渇水・水量変動、水温・水質変化	無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加、河川流量の減少、海面水位上昇
水災害・沿岸	大雨の頻度の増加、都市部の大雨による内水氾濫が頻発	河川氾濫可能性の増加、斜面崩壊確率の上昇、高潮リスクの増大、海岸浸食の進行
自然生態系	植生の変化、野生哺乳類の増加や分布拡大、一部昆虫類の北上、サンゴの白化	常緑広葉樹林の増加と落葉広葉樹林の減少、淡水魚の生息適地の変化、サンゴ礁の生息域の変化
食料	水稻の高温障害、果実の着色不良、発芽・開花障害、家畜の体重変化や乳生産量の低下、農業害虫の分布域の拡大、漁獲量の変化	水稻の品質低下、産肉量の低下、回遊魚の生息域変化、海水魚の小型化の可能性
健康	熱中症患者の増加、感染症媒介生物の分布域の拡大	熱ストレスによる死亡リスクの増加、感染症リスクの増大、花粉症の増加と重症化
国民生活・都市生活	さくらの開花の早まり、紅葉の遅れ、自然現象に関連した伝統行事等への影響	自然を利用した観光やレジャーへの影響

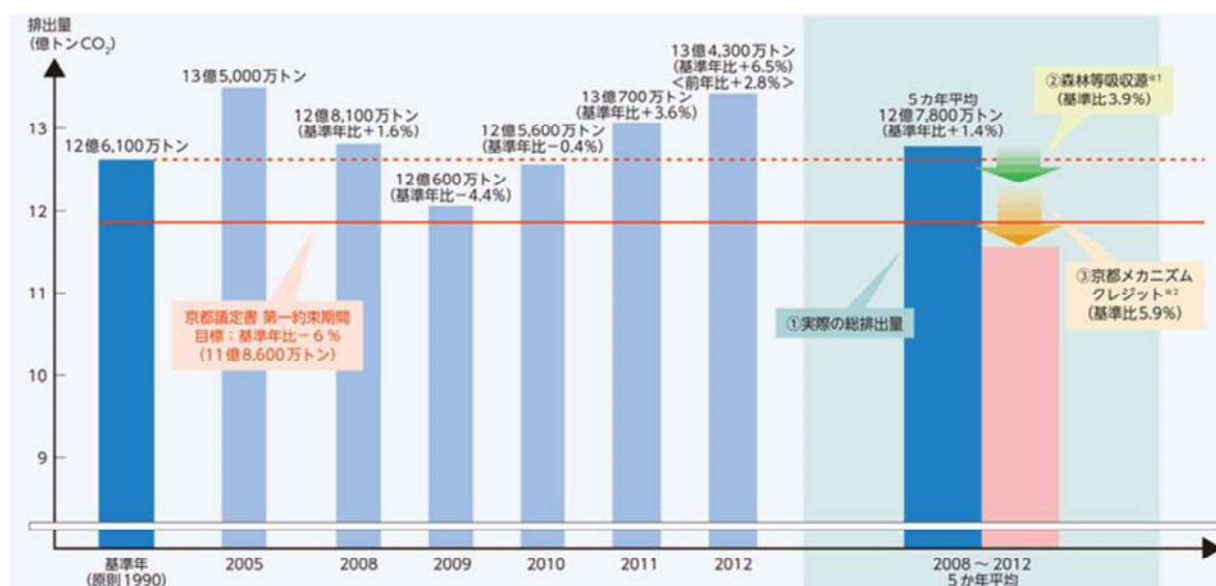
出典：気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」
(2013 (平成 25) 年 3 月、文部科学省・気象庁・環境省)

1.3. 地球温暖化問題に関する国内外の動き

(1) 京都議定書

気候変動に関する国際的な取組は、1992（平成4）年に開催された地球サミットにおける「気候変動に関する国際連合枠組条約」に始まります。1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、法的拘束力を持つ京都議定書が採択され、我が国は、温室効果ガスを「2008（平成20）年度から2012（平成24）年度の5年間で1990（平成2）年度（フロン等3ガスについては、1995（平成7）年度）と比較し、6%削減する」ことを目標としました。

2008（平成20）年度から2012（平成24）年度の5カ年平均の総排出量は、基準年度比で1.4%の増加となりましたが、これに森林等吸収源及び京都メカニズムクレジット（国際的な温室効果ガスの排出権の取引）を加味すると、5カ年平均で基準年比8.4%減となり、我が国は京都議定書の目標（基準年比6%減）を達成しています。



出典：環境省「平成26年版 図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」

図 1-5 京都議定書のわが国の目標達成状況

(2) パリ協定

2015（平成 27）年にパリで開かれた第 21 回締約国会議（COP21）では、途上国を含むすべての国が参加する 2020（平成 32）年以降の新たな温暖化対策「パリ協定」が採択されました。

世界の平均気温上昇を 2℃よりかなり低く抑え、1.5℃未満に向けて努力することや今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡などを目指すとしています。

国名	削減目標
 中国	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 60-65% 削減 ※2030年前後に、CO ₂ 排出量のピーク 2005年比
 EU	2030 年までに 40% 削減 1990年比
 インド	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 33-35% 削減 2005年比
 日本	2030 年度までに 26% 削減 ※2005年度比では25.4%削減 2013年度比
 ロシア	2030 年までに 70-75% に抑制 1990年比
 アメリカ	2025 年までに 26-28% 削減 2005年比

出典：国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋
（全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
（<http://www.jccca.org/>）より）

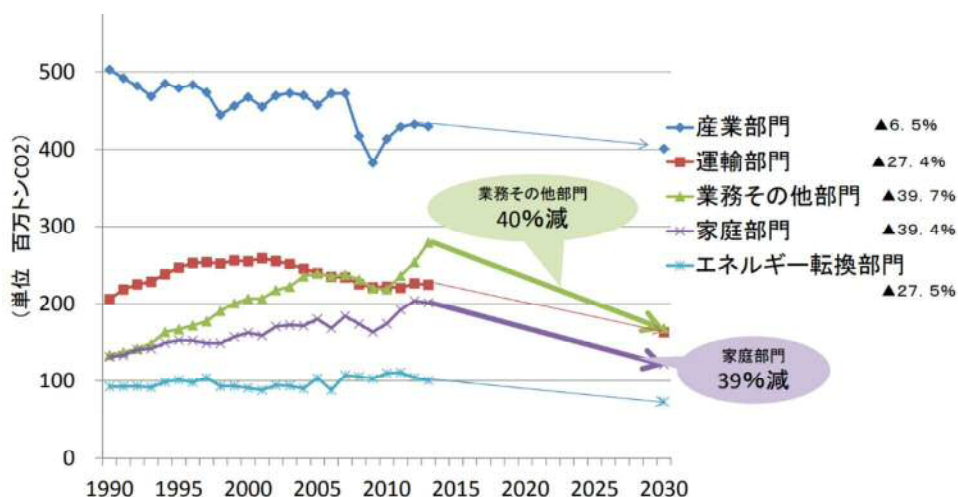
図 1-6 各国の削減目標

(3) 温室効果ガス削減に関する日本の約束

パリ協定において我が国は、「温室効果ガスの排出量を 2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度と比較して 26%削減」を約束しています。

わが国の削減目標は、世界的にも高い水準で、野心的な目標となっており、達成に向けては、あらゆる主体が参加し連携して取り組むことが求められています。

このうち、業務その他部門、家庭部門では、2013（平成 25）年度比で約 40%減の大幅削減が必要とされています。



出典：環境省「関東地域エネルギー・温暖化対策推進会議資料」（平成 27 年 11 月 13 日）

図 1-7 部門別のエネルギー起源 CO₂ 削減目標

(4) 気候変動の影響への適応

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。

わが国では、2015（平成27）年11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。

表 1-3 気候変動への適応に向けた基本的な施策

分野		予想される気候変動の影響	適応の基本的な施策 ※適応以外の他の政策目的を有し、かつ適応にも資する施策を含む
農業・ 森林・ 林業・ 水産業	農業	一等米比率の低下	高温耐性品種の開発・普及、肥培管理・水管理等の徹底
		りんご等の着色不良、栽培適地の北上	優良着色系品種への転換、高温条件に適応する育種素材の開発、栽培管理技術等の開発・普及
		病害虫の発生増加や分布域の拡大	病害虫の発生状況等の調査、適時適切な病害虫防除、輸入検疫・国内検疫の実施
	森林・ 林業	山地災害の発生頻度の増加、激甚化	山地災害が発生する危険性の高い地区の的確な把握、土石流や流木の発生を想定した治山施設や森林の整備
水産業	マイワシ等の分布回遊範囲の変化（北方への移動等）	漁場予測の高精度化、リアルタイムモニタリング情報の提供	
水環境・ 水資源	水環境	水質の悪化	工場・事業場排水対策、生活排水対策
	水資源	無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加	既存施設の徹底活用、雨水・再生水の利用、渇水被害軽減のための渇水対応タイムライン（時系列の行動計画）の作成の促進等の関係者連携の体制整備
自然 生態系	各種 生態系	ニホンジカの生息域の拡大、造礁サンゴの生育適域の減少	気候変動に伴い新たに分布した植物の刈り払い等による国立公園等の管理 気候変動に生物が順応して移動分散するための生態系ネットワークの形成
自然 災害・ 沿岸域	水害	大雨や短時間強雨の発生頻度の増加と大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化	○比較的発生頻度の高い外力に対する防災対策 ・施設の着実な整備・災害リスク評価を踏まえた施設整備・できるだけ手戻りない施設的设计等 ○施設の能力を上回る外力に対する減災対策 ①施設の運用、構造、整備手順等の工夫（既存施設の機能を最大限活用する運用等） ②まちづくり・地域づくりとの連携（まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策・災害リスク情報のきめ細かい提示・共有等） ③避難、応急活動、事業継続等のための備え（タイムライン策定等）
		海面上昇や強い台風の増加等による浸水被害の拡大、海岸侵食の増加	海象のモニタリング及び同結果の評価、港湾・海岸における粘り強い構造物の整備の推進、港湾のハザードマップ作成支援、順応的な対応を可能とする技術の開発、海岸侵食への対応の強化
		土砂災害	人命を守る効果の高い箇所における施設整備、土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定の促進、大規模土砂災害発生時の緊急調査の実施
健康	暑熱	夏季の熱波が増加、熱中症搬送者数の倍増	気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等の情報提供
	感染症	感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大	感染症の媒介蚊の幼虫の発生源の対策及び成虫の駆除、注意喚起
産業・ 経済活動	金融・ 保険	保険損害の増加	損害保険協会等における取組等を注視
国民 生活・ 都市生活	インフラ、 ライフライン	短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響	地下駅等の浸水対策、港湾の事業継続計画（港湾BCP）の策定、水道施設・廃棄物処理施設の強靱化
	ヒートアイランド	都市域でのより大幅な気温の上昇	緑化や水の活用による地表被覆の改善、人工排熱の低減、都市形態の改善

出典：環境省「平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

(5) 東京都の動向

東京都では、2016（平成 28）年 3 月に「東京都環境基本計画」を策定し、「2030（平成 42）年までに東京の温室効果ガス排出量を 2000（平成 12）年比 30%削減する」ことを目標としています。そのために、省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入の取組や水素エネルギーの活用により、低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現や、廃棄物の 3R・適正処理の促進により「持続可能な資源利用」を推進することが掲げられています。

2. 計画の基本的事項

2.1. 計画の目的

北区地球温暖化対策地域推進計画（以下、「本計画」といいます。）は、地球温暖化を巡る国内外の動向を踏まえるとともに、北区の自然的社会的条件を考慮のうえ策定し、区民、事業者、行政（区）など、それぞれの主体が、これまで以上に地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進することを目的とします。

2.2. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項及び第 21 条第 3 項に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画として策定するもので、2008（平成 20）年 3 月策定の「北区地球温暖化対策地域推進計画」を引き継ぐものです。

本計画は、北区基本構想実現のための区政の基本方針であり、区の長期総合計画である「北区基本計画 2015」及び区の環境行政の方向性を示す「北区環境基本計画 2015」の下位計画に位置付けられます。また、区の事務事業に関し、地球温暖化対策を推進するための計画である「北区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と整合を図るものです。

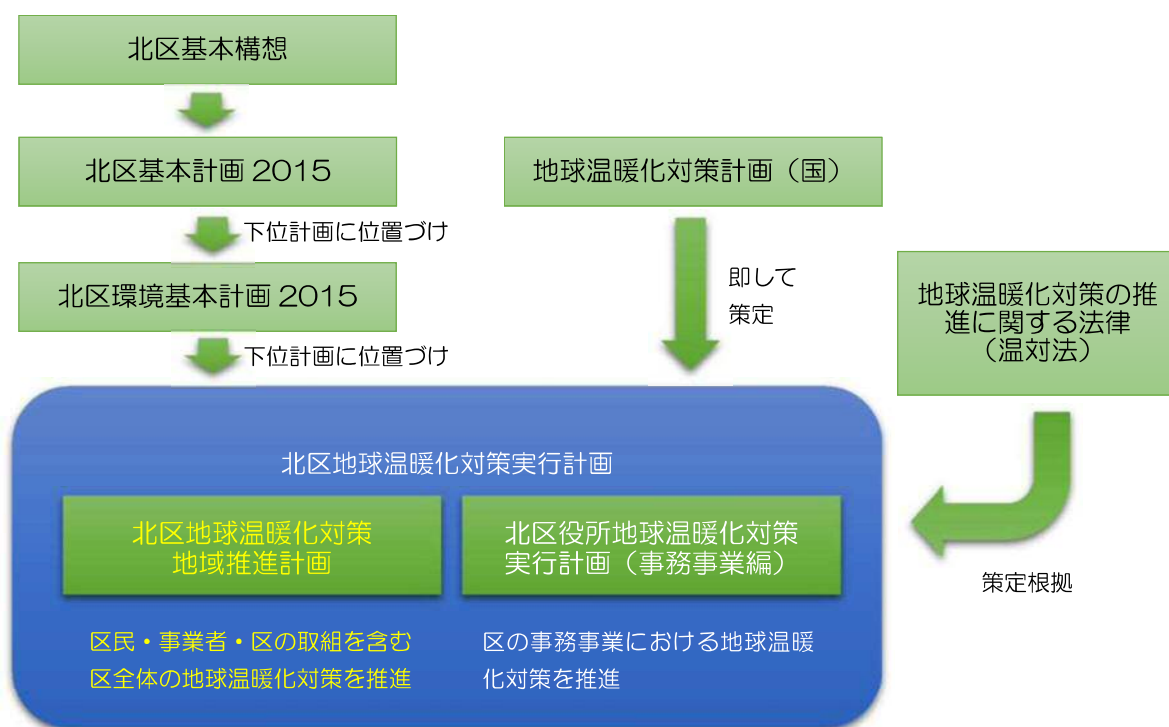


図 2-1 本計画の位置づけ

2.3. 基準年次と計画期間

本計画の基準年次は、国の基準年次と合わせて、平成 25（2013）年度とします。

本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度～平成 39（2027）年度の 10 年間を基本とします。なお、温室効果ガスの削減目標は、国の目標年次と合わせて平成 42（2030）年度も示します。



図 2-2 本計画の期間

2.4. 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の対象である下記の物質とします。

- 二酸化炭素 (CO₂)
- メタン (CH₄)
- 一酸化二窒素 (N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- パーフルオロカーボン (PFC)
- 六フッ化硫黄 (SF₆)
- 三フッ化窒素 (NF₃)

(2) 対象とする地域

本計画の対象とする地域は、北区全域とします。

(3) 対象とする部門

本計画の対象とする温室効果ガスを排出する活動は、「産業部門」「家庭部門」「業務部門」「運輸部門」「廃棄物部門」とします。「エネルギー転換部門」は北区には該当施設が存在しないため、対象としません。

表 2-1 本計画の対象となる部門

部門	活動など
エネルギー転換部門	輸入ないし生産されたエネルギー源をより使いやすい形態に転換する工程です。発電、石油精製、コークス類製造、地域熱供給などが該当します。
産業部門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業が該当します。
家庭部門	自家用自動車などの運輸関係を除く家庭消費部門でのエネルギー消費を対象とします。
業務部門	企業の管理部門などの事務所・ビル、ホテルや百貨店、サービス業など第三次産業におけるエネルギー消費を対象とします。
運輸部門	乗用車やバスなどの旅客部門と、陸運や海運、航空貨物などの貨物部門が該当します。
廃棄物部門	家庭や事務所などからの廃棄物の処理が該当します。

※ : 本計画において対象とする部門

3. 北区の地域特性

3.1. 自然条件

(1) 位置・地形

北区は東京都の北部に位置し、荒川をはさんで埼玉県と接し、隅田川をはさんで足立区に接しています。区域は東西に約 2.9km、南北に約 9.3km と南北に細長い形状で、面積は 20.61 km²となっています。

北区の地形は、JR 京浜東北線を境に、西側の山手台地と東側の下町低地に分けられます。台地部は水はけのよい関東ローム層が堆積し、低地部は荒川の土砂が堆積した沖積低地となっています。

湧水地点は、北区内の台地と低地の岸線沿いに 11 箇所、石神井川沿いに 1 箇所、合計で 12 箇所があります。赤羽自然観察公園には「東京の名水 57 選」に選定されている湧水があります。

河川は、荒川、新河岸川、隅田川、石神井川が流れており、人々に親しまれています。

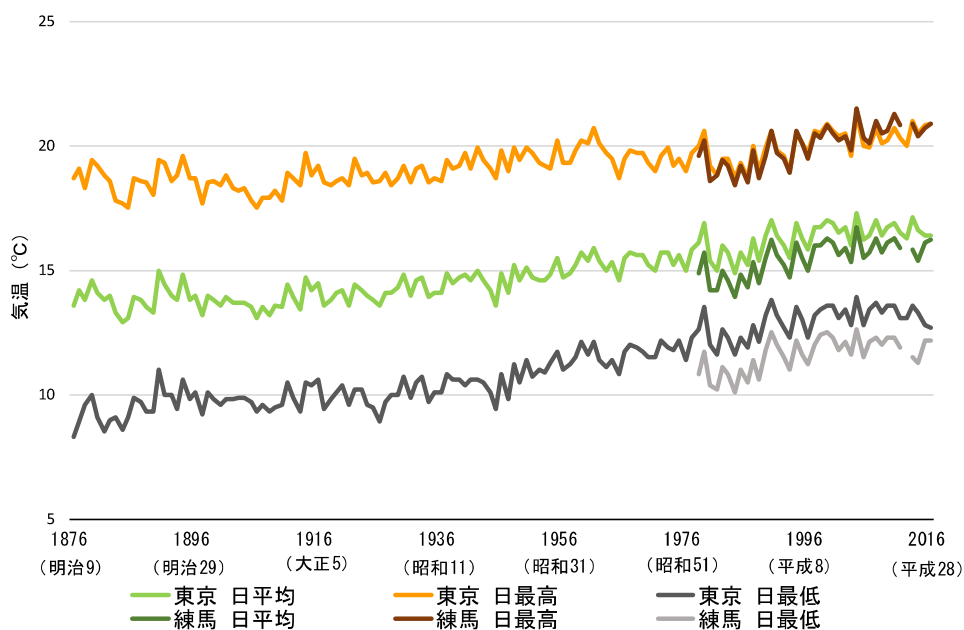


出典：地図識別標高図（国土地理院）を背景として作成。湧水地点は東京都環境局地図を参考に作成。

図 3-1 北区の地形

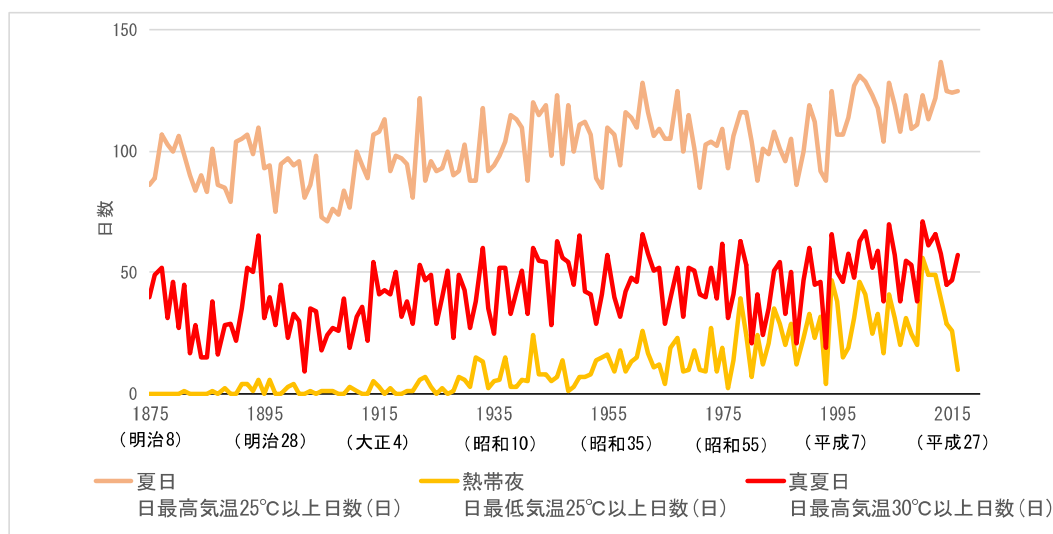
(2) 気候

東京及び練馬における気象観測結果の推移を見ると、年平均気温は徐々に上昇する傾向が見られます。また、東京における夏日、真夏日、熱帯夜の日数は、長期的に増加傾向が見られる一方、冬日の日数は減少傾向です。



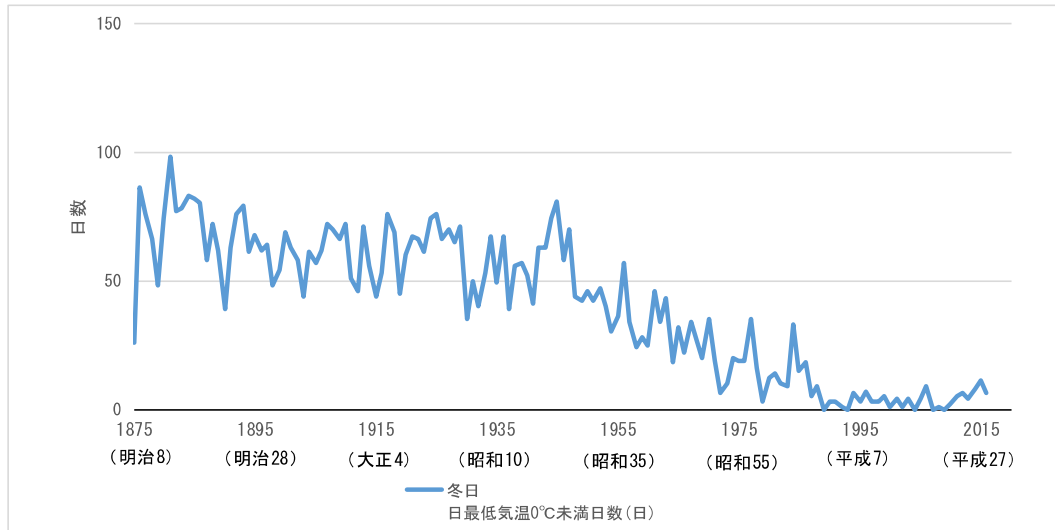
出典：気象庁気象観測資料

図 3-2 平均気温の推移



出典：気象庁気象観測資料

図 3-3 東京における夏日・真夏日・熱帯夜の推移



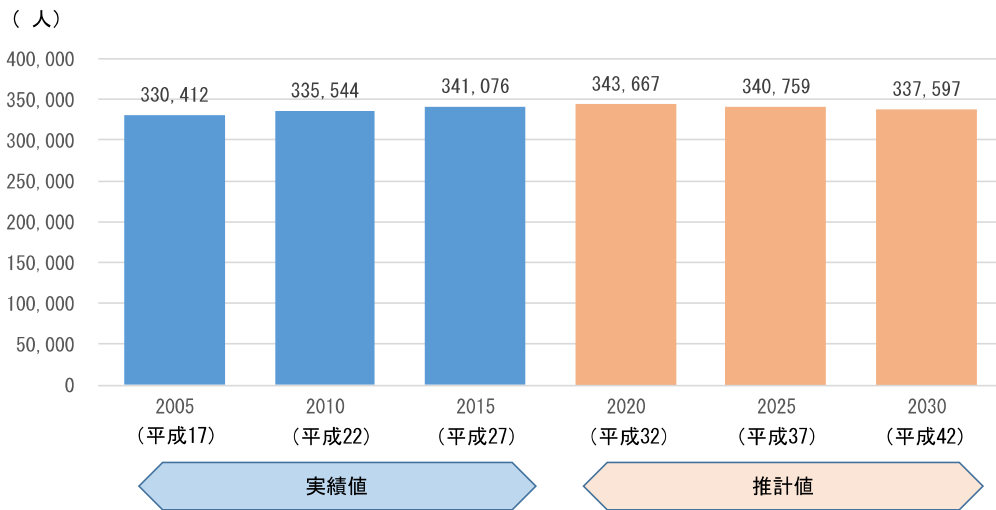
出典：気象庁気象観測資料

図 3-4 東京における冬日の推移

3.2. 社会的条件

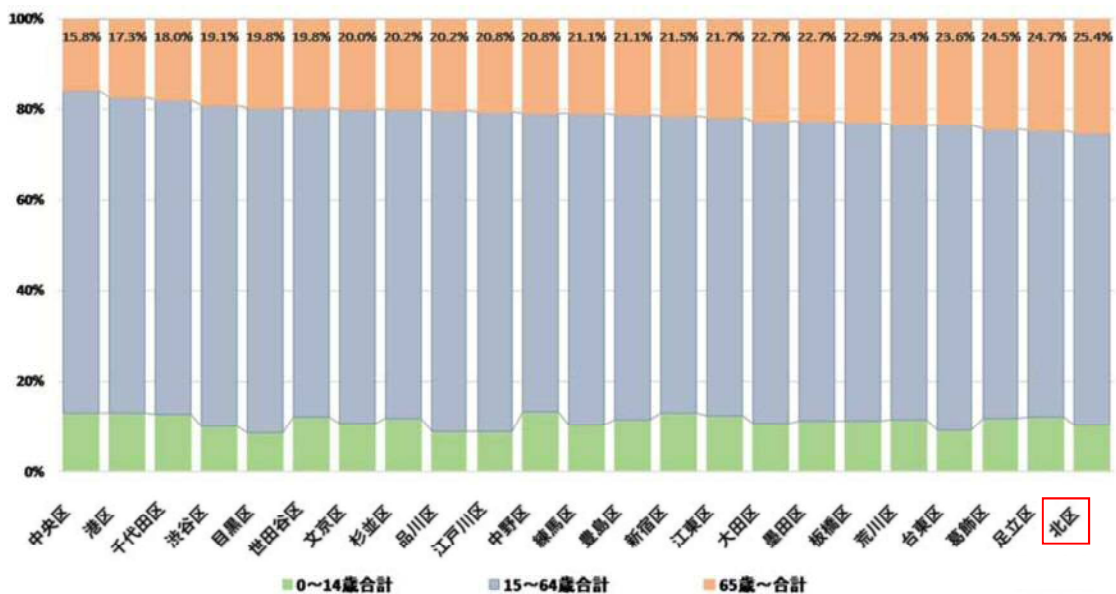
(1) 人口

北区では近年人口増加で推移しています。将来推計では、2020（平成32）年度までは増加、その後減少に転じることが見込まれています。また、年齢別3区分別の人口割合を見ると、北区は特別区の中で65歳以上の人口割合が最も高い水準にあります。



出典：実績値は総務省「国勢調査」
推計値は「北区人口ビジョン（平成28年(2016年)3月）」を用いた。

図 3-5 人口の推移・推計

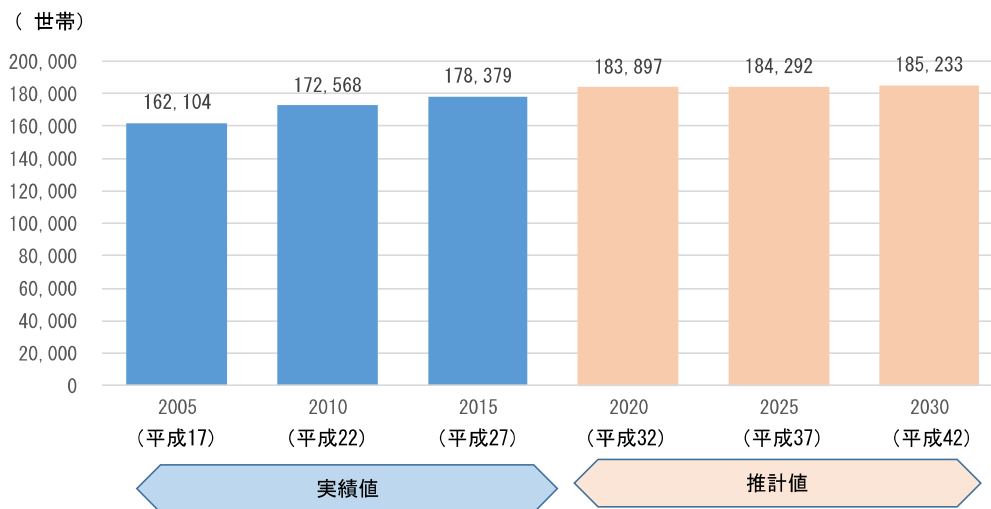


出典：特別区情報システム

図 3-6 特別区における年齢3区分別の構成比の比較（2016（平成28）年）

(2) 世帯数

北区の世帯数は、近年増加傾向で推移しており、将来推計においても増加することが見込まれます。



出典：実績値は総務省「国勢調査」

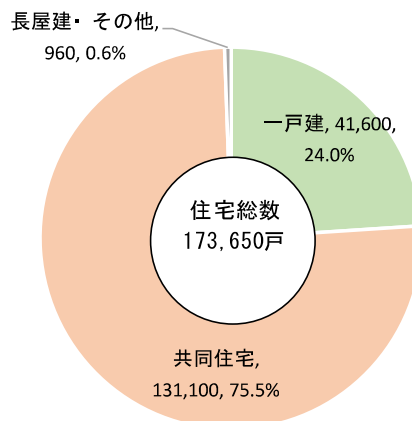
推計値は、前頁の人口推計値を一世帯当たりの人員の推計値（「北区人口推計調査報告書（平成25年3月）」に基づき設定）で除して算出

図 3-7 世帯数の推移・推計

(3) 住宅

1) 建て方別の住宅戸数

北区の2013（平成25）年の住宅戸数は173,650戸であり、このうち共同住宅が最も多く75%を占めています。

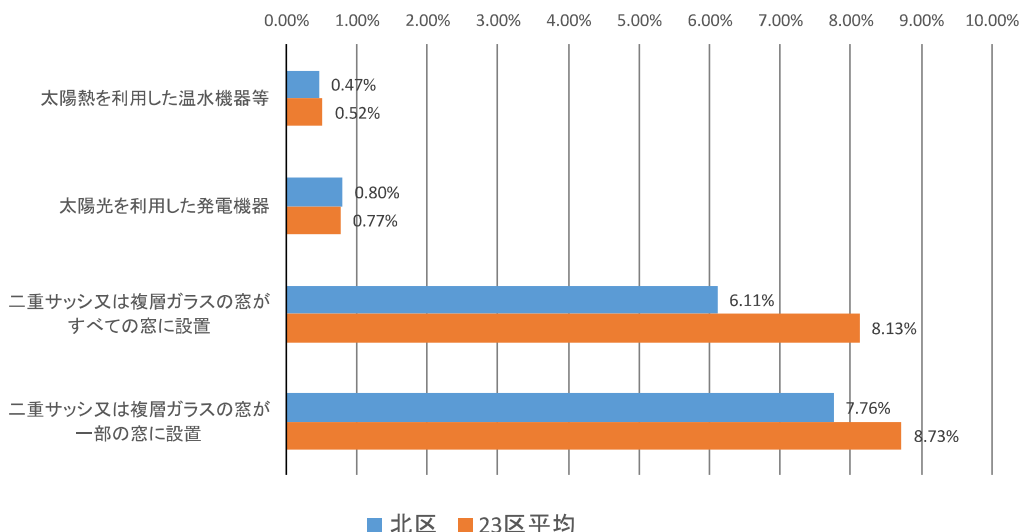


出典：総務省「平成25年住宅・土地統計調査」

図 3-8 建て方別の住宅戸数

2) 住宅における省エネルギー設備の普及状況

北区の住宅のうち「太陽熱を利用した温水機器等」の設置割合は0.47%、「太陽光を利用した発電機器」の設置割合は0.80%であり、23区平均と比較して大差はありません。一方、「二重サッシ又は複層ガラスの窓がすべての窓に設置」されている割合は6.11%、「二重サッシ又は複層ガラスの窓が一部の窓に設置」されている割合は7.76%であり、23区平均と比較して低い水準です。

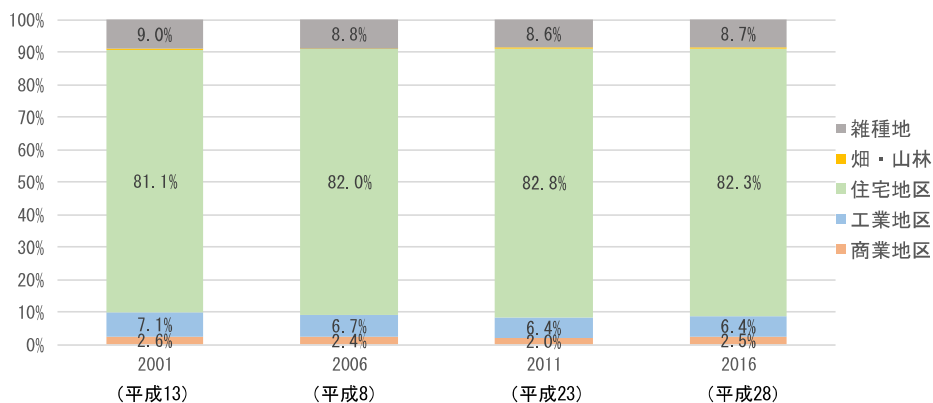


出典：総務省「平成25年住宅・土地統計調査」

図 3-9 省エネ設備の設置状況

(4) 土地利用

北区の土地利用の推移を地目別に見ると、住宅地区が最も多く、8割以上の値で推移しています。



※各年1月1日現在の固定資産税の対象となる土地面積（免税点未満を除く）

出典：特別区の統計（地目別土地面積）

図 3-10 地目別の土地利用の推移

(5) 緑被

区全体の2013（平成25）年度の緑被面積は392.16ha（緑被率：19.05%）であり、2008（平成20）年度と比較して11.4ha増加しています。

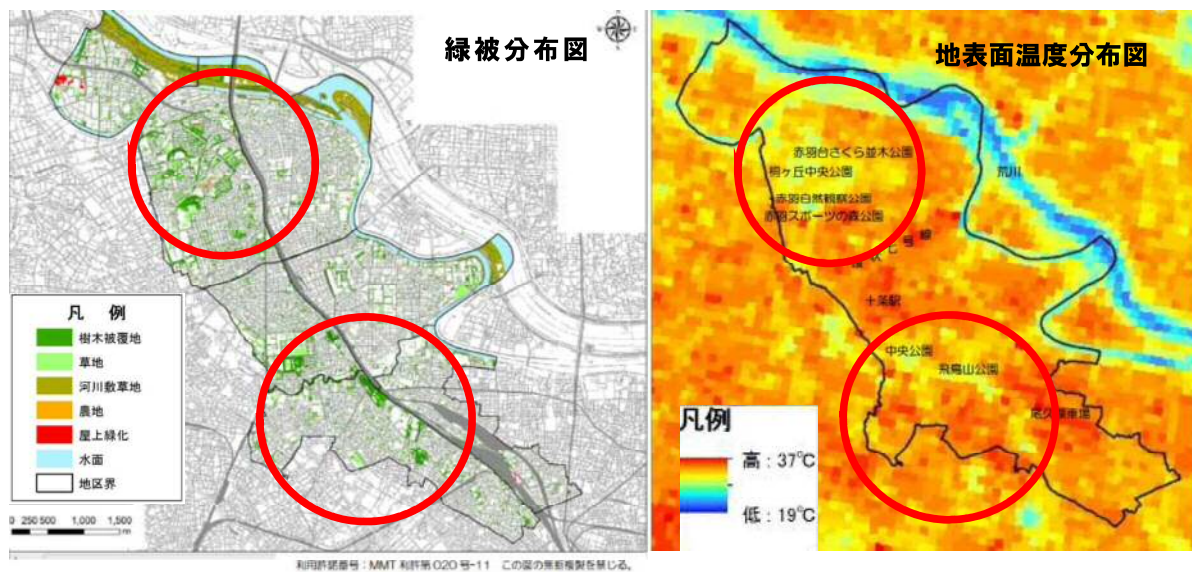


出典：東京都北区「平成25年度北区緑の実態報告書（平成26年3月）」

図3-12：北区の緑被面積の推移

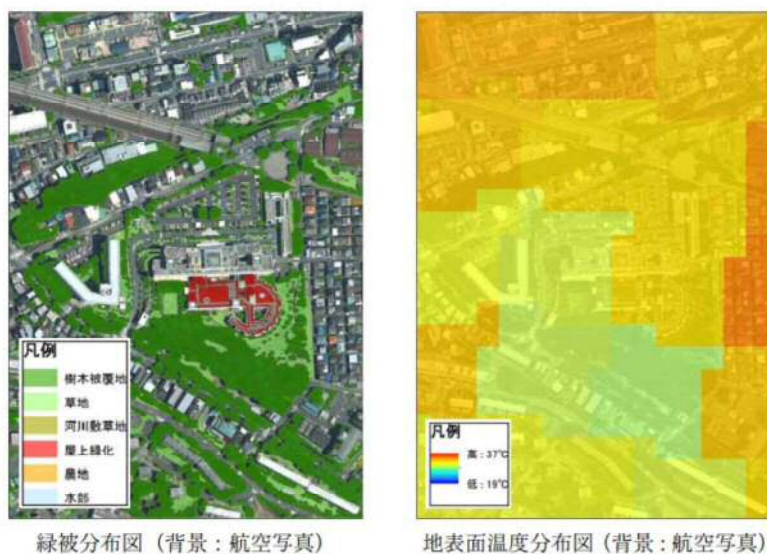
■地表面温度とみどりの関係

緑地は市街地よりも地表面温度が低く、まとまりのある水と緑がヒートアイランドの緩和に寄与しています。河川、河川敷等は市街地よりも温度が低い傾向にあります。また、樹木の多い大規模公園も地表面温度が低く、緑被率が高いほど地表面温度が低い傾向にあります。一方、尾久操車場、十条駅周辺、環状七号線沿いの市街地の地表面温度は高い傾向にあります。



出典：東京都北区「平成 25 年度北区緑の実態報告書（平成 26 年 3 月）」

図 3-13：緑被分布と地表温度分布



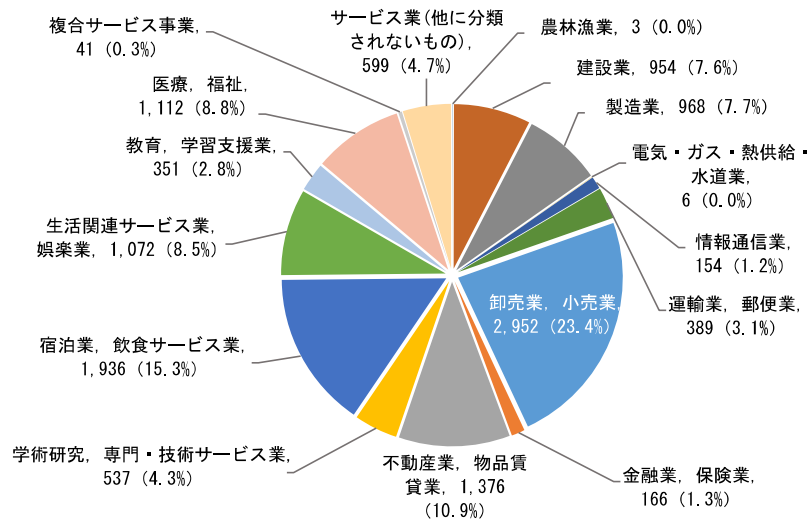
出典：東京都北区「平成 25 年度北区緑の実態報告書（平成 26 年 3 月）」

図 3-14：赤羽台さくら並木公園および東京北医療センター周辺の緑被分布と地表面温度の関係

(6) 産業

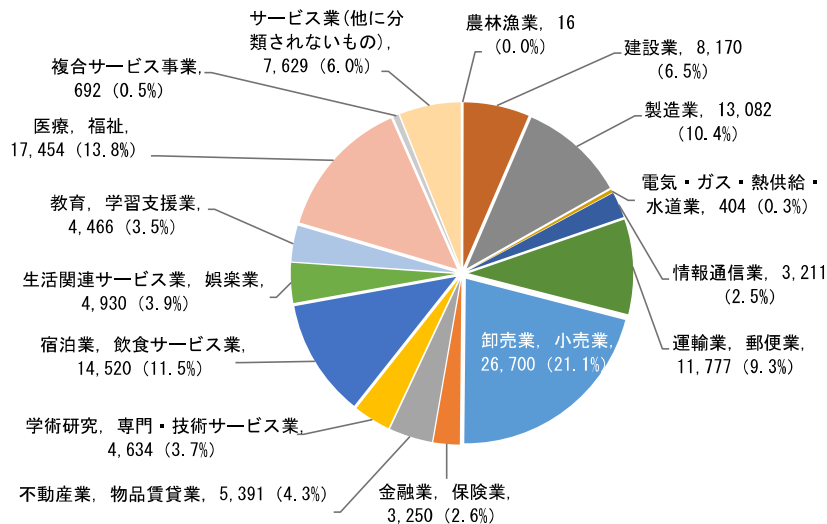
1) 事業所数・従業者数

2016（平成 28）年の北区の事業所数を産業別に見ると、卸売業・小売業が 23.4%と最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業が 15.3%であり、この 2 業種で 38.7%を占めています。また、従業者数では、卸売業・小売業が 21.1%と最も多く、次いで医療・福祉が 13.8%、宿泊業・飲食サービス業が 11.5%の順となっています。



出典：総務省「平成 28 年経済センサス - 活動調査 速報集計」

図 3-15 産業分類別の事業所割合

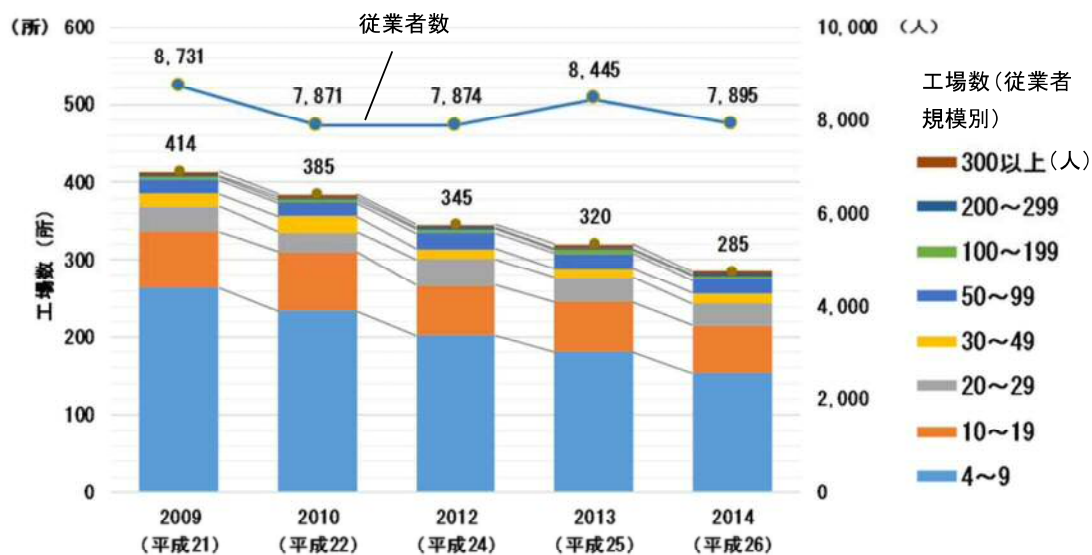


出典：総務省「平成 28 年経済センサス - 活動調査 速報集計」

図 3-16 産業分類別の従業者割合

2) 工業

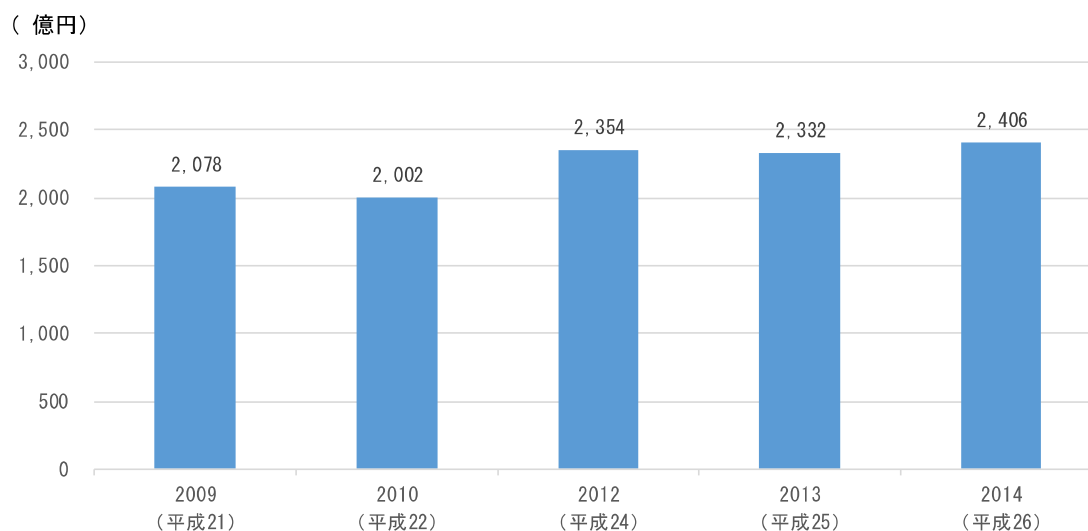
北区全体の工場数は年々、減少傾向にあります。一方、従業者数は7～8千人台の水準で推移しています。従業者の規模別に工場数の推移を見ると、10人未満の小規模な工場の減少が顕著です。製造品等出荷額は2000億円台で推移しており、2010（平成22）年以降はやや増加する傾向がうかがえます。



※2011（平成23）年は調査未実施

出典：北区行政資料集（平成28年度版）

図 3-17 従業者の規模別の工場数と総従業者数の推移

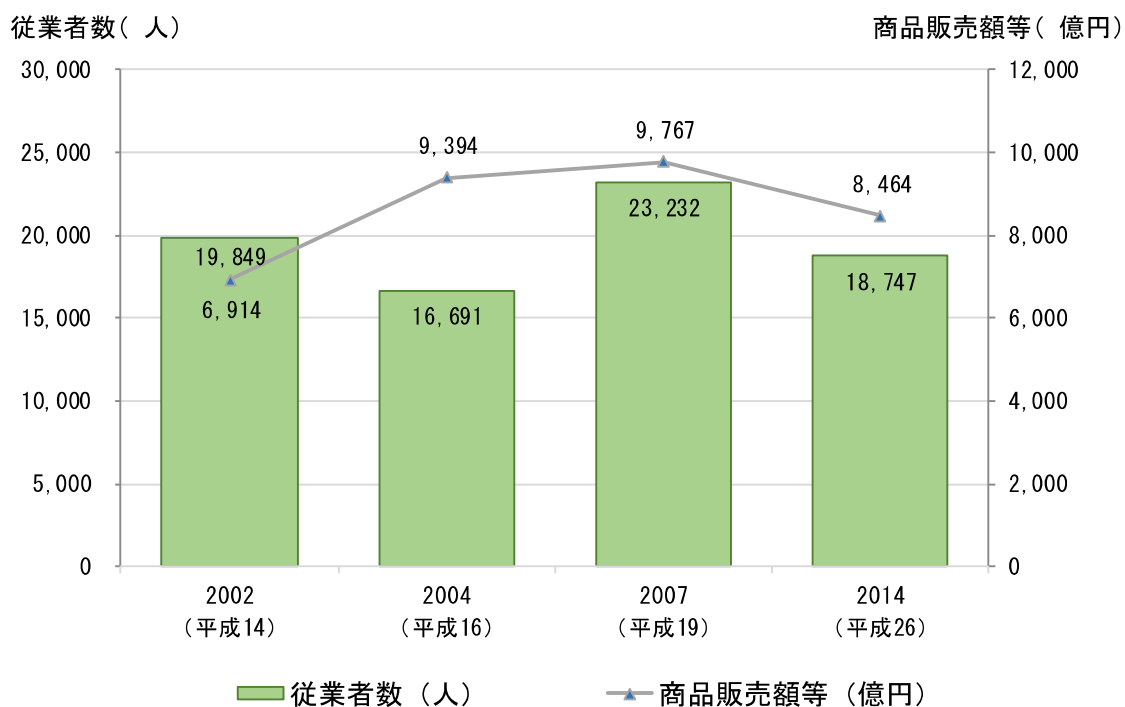


出典：北区行政資料（平成28年度版）

図 3-18 製造品出荷額等の推移

3) 商業

2014（平成26）年の北区全体の商品販売額は8,464億円、従業者数は18,747人となっています。商品販売額は概ね6,000～9,000億円台、従業者数は16,000～23,000人台の範囲にあります。



※平成19年までは旧商業統計、平成26年は経済センサスによる値であり、調査方法が変更されている。

出典：2007（平成19）年までは経済産業省「商業統計」
2014（平成26）年は総務省「経済センサス」

図 3-19 商業の従業者数、年間商品販売額等の推移

(7) 交通

2015（平成27）年度の北区の自動車保有台数を用途別に見ると、乗用車が84.5%、貨物車が12.7%となっています。貨物車、乗用車ともに保有台数は減少傾向にあります。

表 3-1 自動車保有台数の推移

用途	車種	2005年度 (平成17年度)	2015年度 (平成27年度)	
貨物	貨物普通車	2,047	1,631	3.0%
	貨物小型車	7,056	5,188	9.7%
	被けん引車	18	8	0.0%
	貨物計	9,121	6,827	12.7%
乗合	乗合	375	387	0.7%
乗用車	乗用普通車	27,286	24,519	45.7%
	乗用小型車	25,273	20,873	38.9%
	乗用計	52,559	45,392	84.5%
特殊用途	大型特殊車	78	77	0.1%
	特殊用途	1,319	1,012	1.9%
	特殊用途計	1,397	1,089	2.0%
総計		63,452	53,695	100.0%
二輪	小型二輪	3,930	3,774	
軽	軽四輪車（登録）	-	9,294	

※各年度末の値

※軽四輪車は2005（平成17）年度当時に区別集計が行われていない

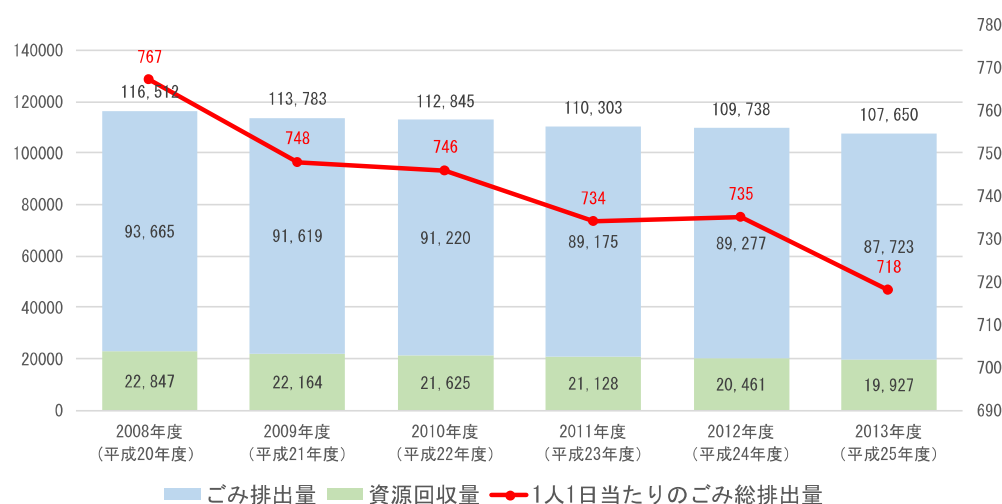
出典：東京都統計年鑑

(8) 廃棄物

北区のごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向にあります。

（ごみ排出量・資源回収量：t）

（1人1日当たりのごみ総排出量：g/人・日）



※ごみ総排出量：ごみ排出量+資源回収量

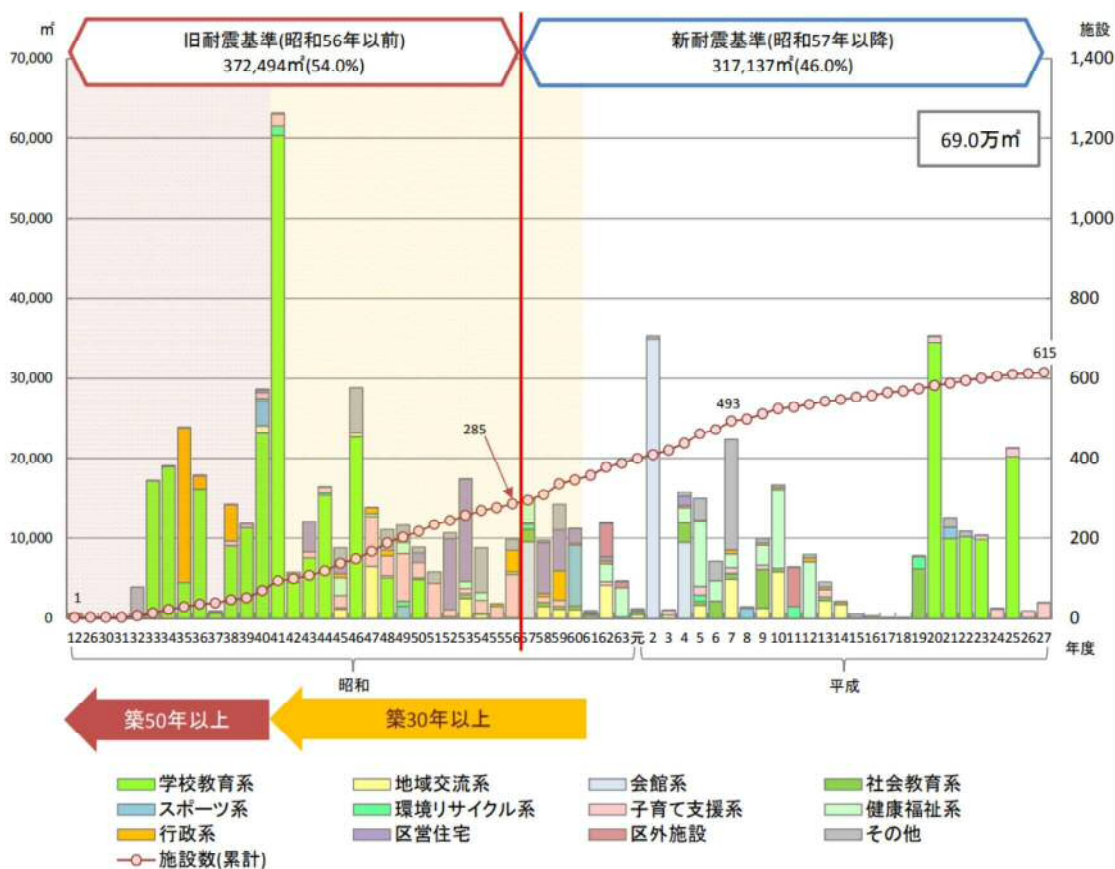
出典：「北区一般廃棄物処理基本計画2015（平成27年3月）」

図 3-20 ごみ排出量・資源回収量・1人1日あたりのごみ総排出量の推移

(9) 公共施設等

北区が保有する全ての建築物の総延床面積は約 69.0 万㎡です。施設別にみると、学校教育系施設が約 30.6 万㎡あり、全体の 44.3%を占めています。これらの多くの施設は昭和 30 年代から 50 年代にかけて整備されており、古い施設から老朽化の進展に応じて順次大規模改修や建替えが必要となります。

一般に、築 30 年程度が経つと大規模改修が、築 50 年程度が経つと建替えが必要となるといわれており、建築後 30 年以上経過している施設は 346 施設（約 42 万㎡）、50 年以上経過している施設が 68 施設（約 13.8 万㎡）あることから、今後、大規模改修・建替えの大きな波が訪れることが見込まれます。地球温暖化防止の視点では、大規模改修や建替えの機会を捉えて、省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの導入を図ることが重要です。

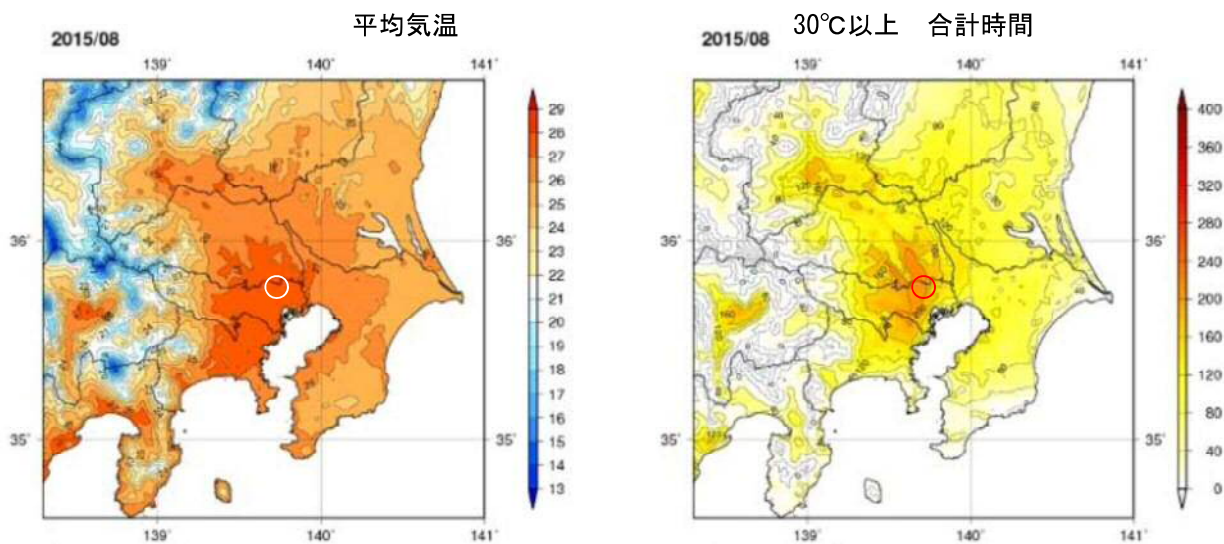


出典：「北区公共施設等総合管理計画（平成 29 年 2 月）」

図 3-21 築年別用途別建築物延床面積、施設数（2016（平成 28 年）3 月 31 日現在）

(10) ヒートアイランド現象

関東地域における平成 27（2015）年 8 月の平均気温及び 30℃以上合計時間の分布を見ると、東京都心部から埼玉県南東部にかけて都市の高温化が顕著であることがわかります。



※図中の○：北区の概ねの位置

出典：気象庁「ヒートアイランド監視報告 2015」

図 3-22 関東地方の 8 月の平均気温及び 30℃以上合計時間の分布

温室効果ガスの排出状況と将来予測

<目次>

1. 北区における温室効果ガス排出量の現状.....	1
1.1. 温室効果ガス排出量の算定根拠.....	1
1.2. 北区の温室効果ガス排出量の経年変化.....	4
1.3. 北区の二酸化炭素排出量の動向.....	5
2. 温室効果ガスの将来推計	15
2.1. 将来推計の方法	15
2.2. 将来の活動量等の想定	15
2.1. 温室効果ガス排出量の将来予測結果	17

1. 北区における温室効果ガス排出量の現状

1.1. 温室効果ガス排出量の算定根拠

北区における温室効果ガス排出量は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2014 年度）（平成 29 年 3 月）」により把握を行っています。

(1) 二酸化炭素

二酸化炭素は、物の燃焼や電気の使用などから発生します。

産業、家庭、業務、運輸部門ではエネルギー消費量に二酸化炭素排出係数を乗じることにより算出します。また、一般廃棄物では廃棄物発生量を根拠に算定します。

表 1-1 算定方法の概要

部門		電力・都市ガスの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	都全体の農家一戸当たりの燃料消費量に活動量（農家数）を乗じる。	
	建設業	都全体の建設業燃料消費量を建築着工床面積で按分。	
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算出。 ■都市ガス：工業用都市ガス供給量を計上。 	都全体の製造業の業種別燃料消費量を区内の業種別製造品出荷額で按分。
家庭		<ul style="list-style-type: none"> ■電力：従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算。 ■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上。 	LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ計上。なお、LPG は都市ガスの非普及エリアを考慮。
業務		<ul style="list-style-type: none"> ■電力：区内供給量のうち他の部門以外を計上。 ■都市ガス：商業用、公務用、医療用を計上。 	都の建物用途別の床面積当たり燃料消費量に区内の床面積を乗じることにより算出。床面積は、固定資産の統計、東京都の公有財産等の統計書や、国有財産等資料から推計。
運輸	自動車	—	東京都で算出した二酸化炭素排出量を基とする。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量を、鉄道会社別駅別乗降者人員で按分し算定。	貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、算定の対象としない。
その他	一般廃棄物	—	廃棄物発生量を根拠に算定。

(2) メタン

メタンは燃料や廃棄物の燃焼、下水処理などから発生します。

表 1-2 算定方法の概要

部門		算定方法
産業		表 1-1 に示した「エネルギー源別エネルギー消費量」に「排出係数」を乗じて算出。
業務		表 1-1 に示した「エネルギー源別エネルギー消費量」に「排出係数」を乗じて算出。
運輸	自動車	「車種別走行量」に排出係数を乗じて算出。
その他	排水	<ul style="list-style-type: none"> ■産業排水の処理：23 区全体の産業排水中の有機物量を区内の産業分類従業員数で按分。 ■生活商業排水の処理：都内の終末処理場からのメタン排出量を、区内の上水の使用量で按分。
	一般廃棄物	都内の一般廃棄物焼却に伴うメタン排出量を区内のごみ収集量で按分。

(3) 一酸化二窒素

一酸化二窒素は燃料や廃棄物の燃焼、下水処理などから発生します。

表 1-3 算定方法の概要

部門		算定方法
産業		表 1-1 に示した「エネルギー源別エネルギー消費量」に「排出係数」を乗じて算出。
業務		表 1-1 に示した「エネルギー源別エネルギー消費量」に「排出係数」を乗じて算出。
運輸	自動車	「車種別走行量」に排出係数を乗じて算出。
その他	麻酔	都内の麻酔の使用に伴う一酸化二窒素排出量を区内の病院数で按分。
	排水	<ul style="list-style-type: none"> ■産業排水の処理：23 区全体の産業排水中の窒素量を区内の産業分類従業員数で按分。 ■生活商業排水の処理：都内の終末処理場からの一酸化二窒素排出量を、区内の上水の使用量で按分。
	一般廃棄物	都内の一般廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素排出量を区内のごみ収集量で按分。

(4) 代替フロンなど4ガス

(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)

代替フロンなど4ガスはメタン・一酸化二窒素と異なり、各区の活動量の把握が困難であることから、基本的に都の排出量を適切な指標で按分することにより算出します。

表 1-4 算定方法の概要

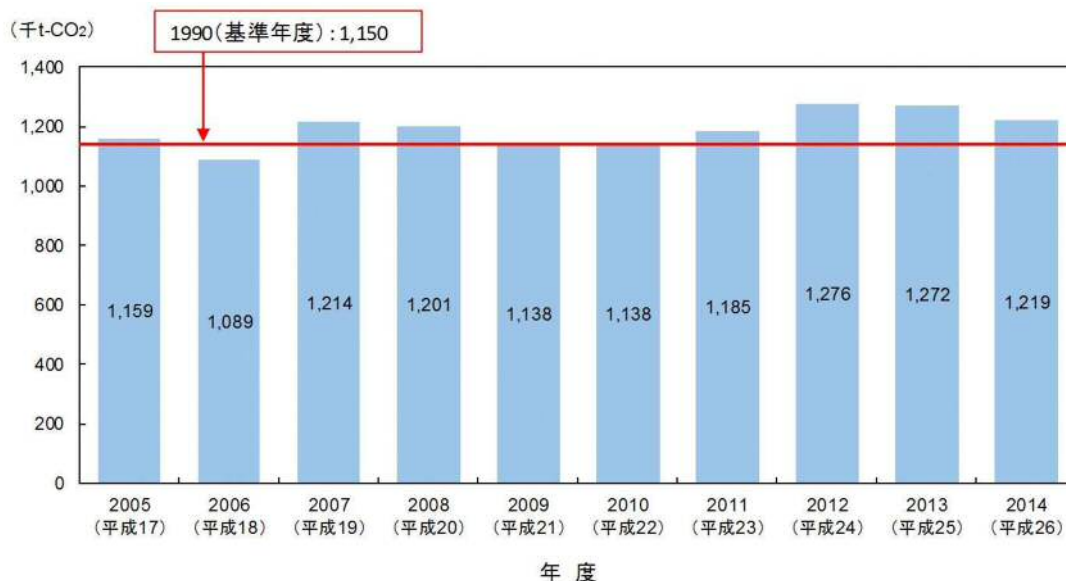
部門		算定方法
HFC	家庭用冷蔵庫 家庭用エアコン	■使用時・廃棄時：都内の排出量を「世帯数比」で按分。
	業務用冷凍空調機器 自動販売機	■製造時：都内の排出量を「民生機械器具出荷額比」で按分。 ■使用時・廃棄時：都内の排出量を「業務部門床面積比」で按分。
	カーエアコン	■製造時：都内の排出量を「自動車部品出荷額比」で按分。 ■使用時：都内の排出量を「走行量割合」で按分。 ■廃棄時：都内の排出量を「世帯数比」で按分。
	発泡（ウレタンフォームなど）	■製造時：都内の発泡用途に係る排出量を「発泡強化プラスチック出荷額比」で按分。 ■使用時：都内の排出量を「世帯数比」で按分。
	エアゾール製品	都内のエアゾール製品の製造などに係る排出量を「事業所数比」で按分。
	医療品製造業 (定量噴射剤)	都内の医療品製造業からの排出量を「病院数比」で按分。
	半導体	都内の半導体製造用途に係る排出量を「電子デバイス部品出荷額比」で按分。
PFC	溶剤	都内の溶剤からの排出量を「電子デバイス部品出荷額比」で按分。
	半導体	都内の半導体製造用途に係る排出量を「電子デバイス部品出荷額比」で按分。
SF ₆	半導体	都内の半導体製造用途に係る排出量を「電子デバイス部品出荷額比」で按分。
	電気設備	都内の電気設備からの排出量を「販売電力量比」で按分。
NF ₃	フッ化物製造の製造時の漏出	都内のフッ化物製造の製造時の漏出に伴う排出量を「化学工業出荷額比」で按分。
	半導体	都内の半導体製造用途に係る排出量を「電子デバイス部品出荷額比」で按分。

1.2. 北区の温室効果ガス排出量の経年変化

北区の温室効果ガス排出量は、2014（平成 26）年度に 1,219 千 t-CO₂ となっています。また、温室効果ガスのうち、二酸化炭素が 94.5% を占めています。

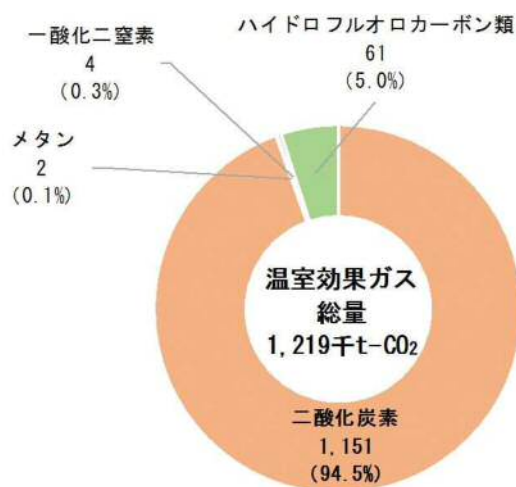
過去 10 年間の推移を見ると、2006（平成 18）年度を除き、第一次計画の基準年度の値を上回っています。

2012（平成 24）年度及び 2013（平成 25）年度は、特に排出量の増加が顕著です。これは、2011（平成 23）年の東日本大震災をきっかけに火力発電電力量が増加（原子力発電所が停止）し、「二酸化炭素排出係数」が増加したことが背景にあります。2014（平成 26）年度は、電力会社の発電電力量に占める石油火力の割合が低下したことから排出量も減少に転じていますが、依然として多い水準にあります。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

図 1-1 北区の温室効果ガス排出量の推移



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

図 1-2 北区の温室効果ガス別の排出割合

1.3. 北区の二酸化炭素排出量の動向

(1) 総排出量の推移

現行計画では、基準年度（1990（平成 2）年度）比で以下の目標を掲げています。

- ・短期：2008（平成 20）～2012（平成 24）年度平均で-2.0%
⇒ 1,106 千 t-CO₂ (=1,129 千 t-CO₂×0.98)
- ・中長期：2008（平成 20）～2017（平成 29）年度平均で-3.0%
⇒ 1,095 千 t-CO₂ (=1,129 千 t-CO₂×0.97)

現在、達成状況の評価が可能な短期目標について見ると、2008（平成 20）～2012（平成 24）年度の排出量の平均は 1,146 千 t-CO₂であり、対基準年度比で 1.5%増となっています。

また、2008（平成 20）～2012（平成 24）年度の毎年度の二酸化炭素排出量の推移を見ると、2009（平成 21）年度、2010（平成 22）年度は基準年度比でマイナスですが、2012（平成 24）年度、2013（平成 25）年度が 7～9%の増加となっています。これは、2011（平成 23）年の東日本大震災をきっかけに火力発電電力量が増加（原子力発電所が停止）し、「二酸化炭素排出係数」が増加したことが背景にあります。2014（平成 26）年度は、電力会社の発電電力量に占める石油火力の割合が低下したことから二酸化炭素も減少に転じています。



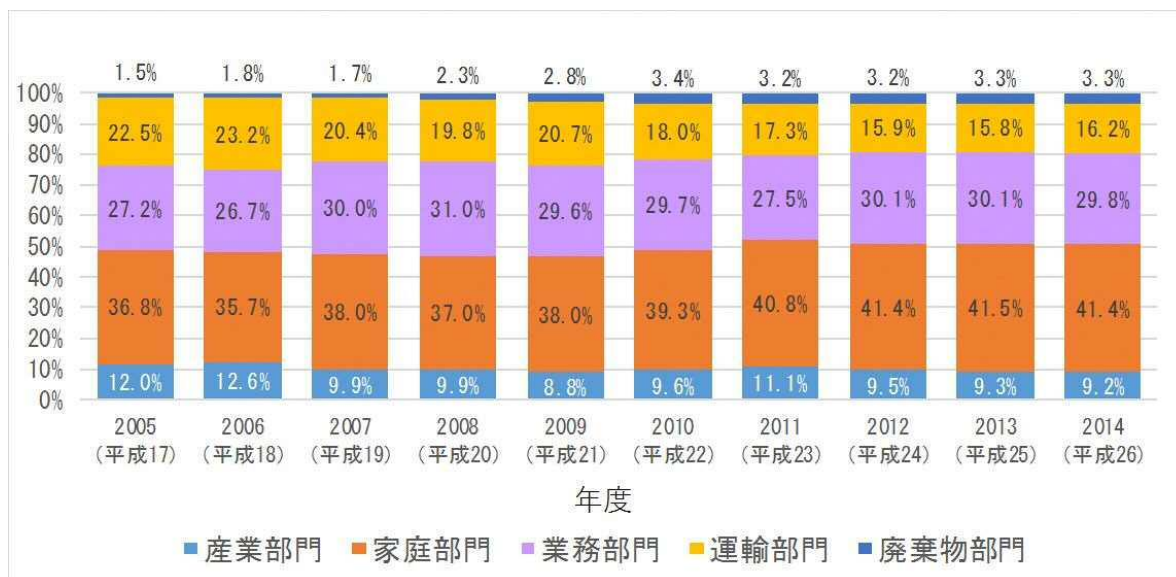
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

※2006（平成 18）年度に二酸化炭素排出量が減少しているが、この年は特別区、日本全体の推計結果でも減少となっている。減少は家庭部門、業務部門であり、環境省のレポートでは、暖冬の影響等により灯油の消費に伴う排出量及び電力消費に伴う排出量が減少したと報告されている。また、2007（平成 19）年度の増加には、新潟県中越沖地震による柏崎原子力発電所停止（排出係数の増加）も影響している。

図 1-3 北区の二酸化炭素排出量の推移

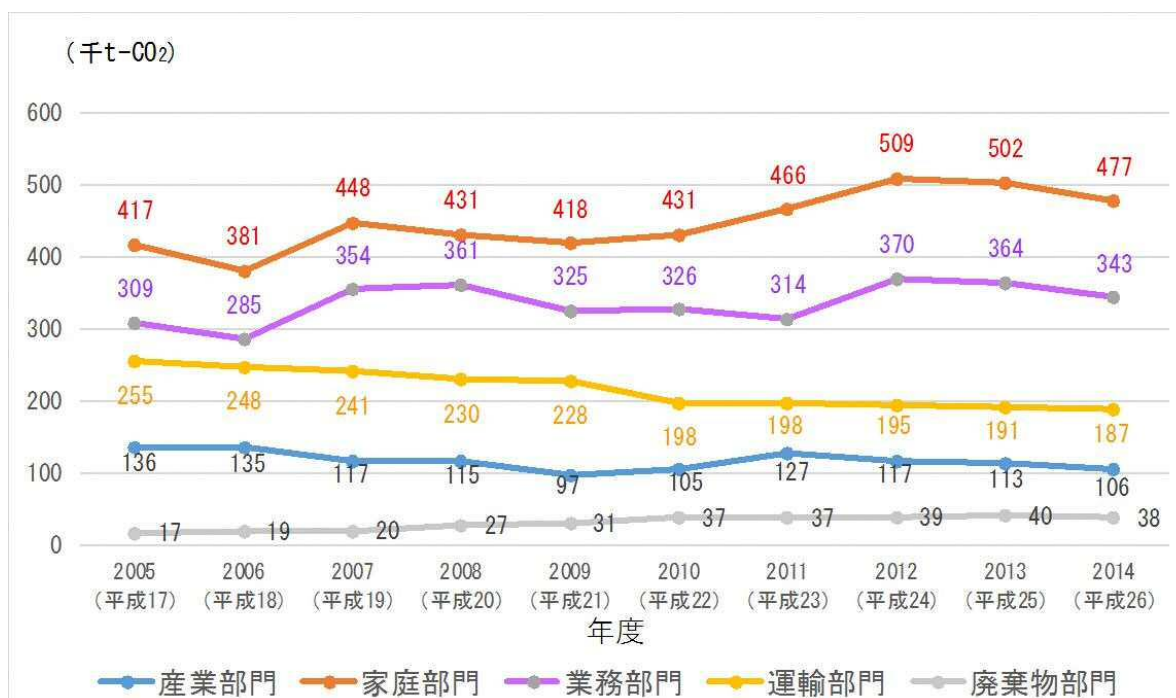
(2) 部門別排出量の推移

部門別排出量の構成比の推移を見ると、産業部門、運輸部門が減少する一方、家庭部門、業務部門が増加する傾向にあります。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

図 1-4 二酸化炭素排出量の部門別構成比の推移



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

図 1-5 二酸化炭素の部門別排出量の推移

(3) 産業部門

産業部門の二酸化炭素排出量の推移を見ると、2009(平成21)年度に減少しています。これは、リーマンショックによる景気低迷が背景にあると考えられます。その後、2011(平成23)年度まで増加で推移しましたが、以降は再び減少傾向にあります。

また、エネルギー起源別には2011(平成23)年度以降、購入電力由来の二酸化炭素排出量が増加しています。これは、2011(平成23)年の東日本大震災をきっかけに「二酸化炭素排出係数」が増加したことが背景にあります。

産業部門における算定方法の概要を表1-6に、算定基礎となっている指標の推移を図1-7及び図1-8に示します。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

図 1-6 産業部門におけるエネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

表 1-5 産業部門におけるエネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

単位：千t-CO₂

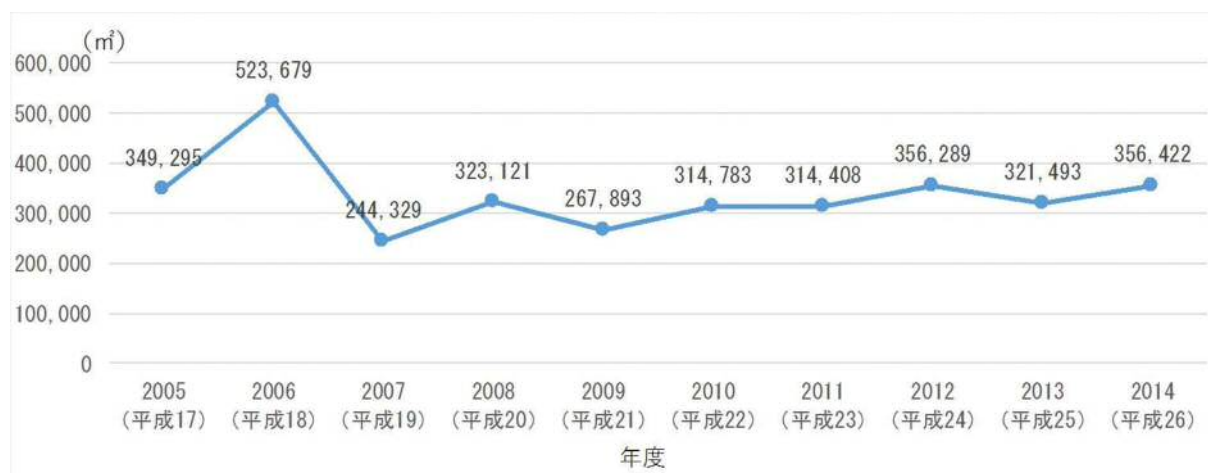
年度	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG	都市ガス	購入電力	計
2005 (平成17)	6	13	9	6	1	40	61	136
2006 (平成18)	9	20	10	6	1	36	53	135
2007 (平成19)	5	11	6	5	0	32	59	117
2008 (平成20)	3	17	5	4	0	30	55	115
2009 (平成21)	3	17	5	3	0	29	39	97
2010 (平成22)	3	24	6	3	0	29	39	105
2011 (平成23)	3	21	6	3	0	27	66	127
2012 (平成24)	3	21	5	2	0	27	57	117
2013 (平成25)	2	13	3	2	0	24	68	113
2014 (平成26)	2	13	3	2	0	23	62	106

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがあります。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

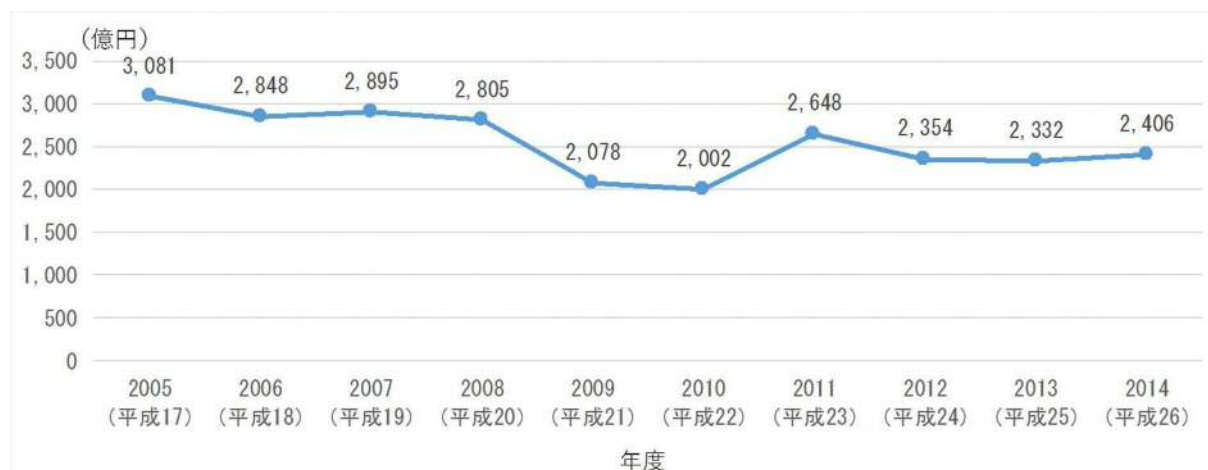
表 1-6 産業部門における算定方法の概要

区分	算出方法の概要	対象
建設業	都の建設業のエネルギー消費量 × 区の新築着工面積 ÷ 都の新築着工面積	灯油、軽油、A重油 B重油、C重油、電力
製造業	都の製造業のエネルギー消費量 × 区の製造品出荷額 ÷ 都の製造品出荷額	軽油、灯油、重油、石炭 コークス、LNG 都市ガス、電力など



出典：東京都提供資料

図 1-7 指標の推移（新築着工面積）



出典：東京都提供資料

図 1-8 指標の推移（製造品出荷額）

(4) 家庭部門

家庭部門の二酸化炭素排出量の推移を見ると、年度によって増減はありますが、基調としては増加傾向がうかがえます。また、エネルギー起源別には 2011（平成 23）年度以降、購入電力由来の二酸化炭素排出量が増加しています。これは、2011（平成 23）年の東日本大震災をきっかけに「二酸化炭素排出係数」が増加したことが背景にあります。

家庭部門における算定方法の概要を表 1-8 に、算定基礎となっている指標の推移を図 1-10 に示します。



※【再掲】2006（平成 18）年度に二酸化炭素排出量が減少しているが、この年は特別区、日本全体の推計結果でも減少となっている。環境省のレポートでは、暖冬の影響等により灯油の消費に伴う排出量及び電力消費に伴う排出量が減少したと報告されている。また、2007（平成 19）年度の増加には、新潟県中越沖地震による柏崎原子力発電所停止（排出係数の増加）も影響している。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

図 1-9 家庭部門におけるエネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

表 1-7 家庭部門におけるエネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

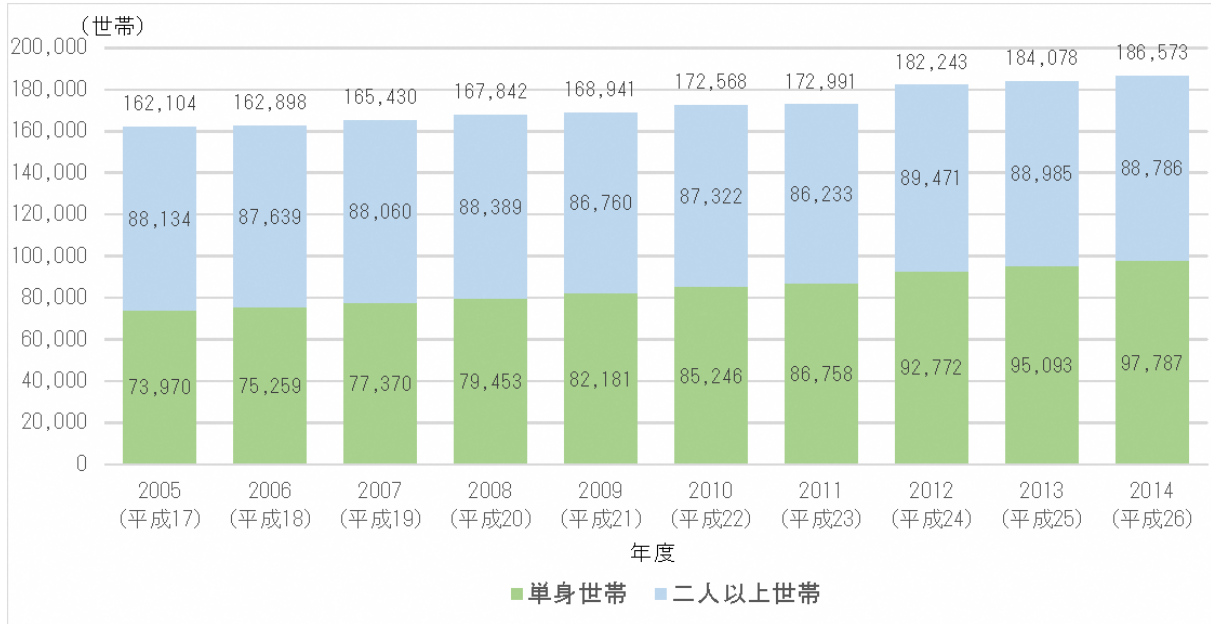
単位：千t-CO₂

年度	灯油	LPG	都市ガス	購入電力	計
2005（平成17）	21	6	127	263	417
2006（平成18）	20	5	120	236	381
2007（平成19）	16	4	122	306	448
2008（平成20）	15	4	120	292	431
2009（平成21）	15	6	117	279	418
2010（平成22）	17	2	119	294	431
2011（平成23）	15	7	118	326	466
2012（平成24）	17	9	118	366	509
2013（平成25）	14	10	115	364	502
2014（平成26）	15	13	116	333	477

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

表 1-8 家庭部門における算定方法の概要

区分	算出方法の概要
電力 都市ガス	供給側の数値より把握する
灯油 LPG	都の世帯当たりの消費量 × 各区の世帯数（単身世帯と二人以上世帯は、分けて算出）



出典：東京都提供資料

図 1-10 指標の推移（世帯数）

(5) 業務部門

業務部門の二酸化炭素排出量の推移を見ると、年度によって増減はありますが、2014（平成26）年度は2005（平成17）年度より増加しています。また、エネルギー起源別には2011（平成23）年度以降、購入電力由来の二酸化炭素排出量が増加しています。これは、2011（平成23）年の東日本大震災をきっかけに「二酸化炭素排出係数」が増加したことが背景にあります。

業務部門における算定方法の概要を表1-10に、算定基礎となっている指標の推移を図1-12に示します。



※【再掲】2006（平成18）年度に二酸化炭素排出量が減少しているが、この年は特別区、日本全体の推計結果でも減少となっている。環境省のレポートでは、暖冬の影響等により灯油の消費に伴う排出量及び電力消費に伴う排出量が減少したと報告されている。また、2007（平成19）年度の増加には、新潟県中越沖地震による柏崎原子力発電所停止（排出係数の増加）も影響している。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

図 1-11 業務部門におけるエネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

表 1-9 業務部門におけるエネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

単位：千t-CO₂

年度	灯油	A重油	LPG	都市ガス	購入電力	計
2005 (平成17)	4	4	2	66	233	309
2006 (平成18)	3	3	2	63	214	285
2007 (平成19)	3	3	2	65	281	354
2008 (平成20)	3	2	2	64	290	361
2009 (平成21)	2	2	1	61	259	325
2010 (平成22)	2	2	1	62	260	326
2011 (平成23)	2	2	1	56	253	314
2012 (平成24)	2	1	1	56	309	370
2013 (平成25)	2	2	1	56	304	364
2014 (平成26)	2	1	1	53	286	343

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

表 1-10 業務部門における算定方法の概要

区分	算出方法の概要
電力 都市ガス	供給側の数値より把握する
灯油 LPG A重油	都の建物用途別床面積当たりエネルギー消費原単位 × 各区の用途別床面積



出典：東京都提供資料

図 1-12 指標の推移（業務系床面積：用途別合計）

(6) 運輸部門

運輸部門の二酸化炭素排出量の推移を見ると、減少傾向がうかがえます。また、エネルギー起源別にはガソリン由来の二酸化炭素排出量の減少が顕著です。

運輸部門における算定方法の概要を表 1-12 に、算定基礎となっている指標の推移を図 1-14 に示します（自動車由来の二酸化炭素排出量の算定基礎データは秘匿扱いであるため、鉄道駅の乗降者数のみを表示）。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

図 1-13 運輸部門におけるエネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

表 1-11 運輸部門におけるエネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

単位：千t-CO₂

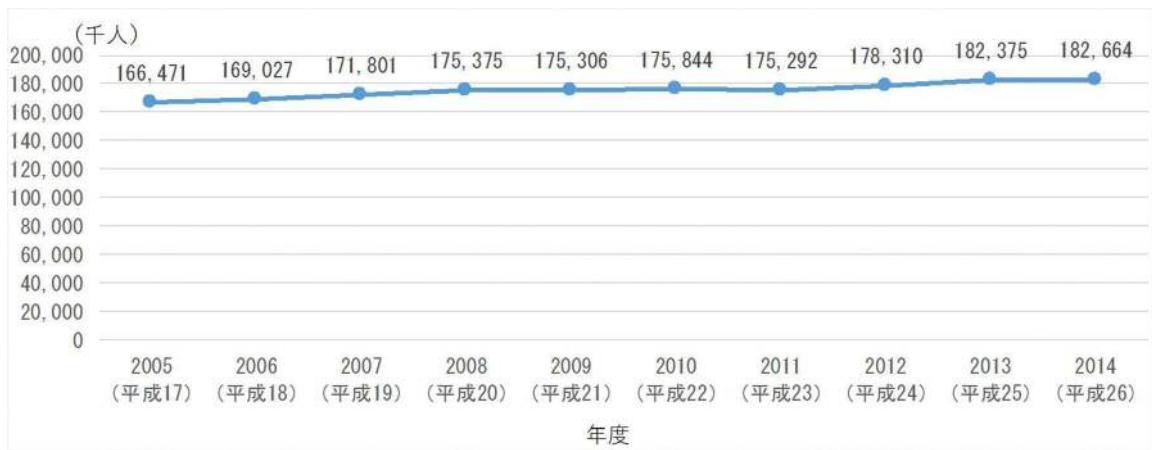
年度	ガソリン	軽油	LPG	購入電力	計
2005 (平成17)	159	50	15	31	255
2006 (平成18)	157	48	15	28	248
2007 (平成19)	145	44	17	35	241
2008 (平成20)	134	46	16	33	230
2009 (平成21)	141	40	17	30	228
2010 (平成22)	115	41	11	30	198
2011 (平成23)	106	45	12	34	198
2012 (平成24)	101	45	9	40	195
2013 (平成25)	96	47	7	41	191
2014 (平成26)	97	44	9	37	187

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがあります。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

表 1-12 運輸部門における算定方法の概要

区分	算出方法の概要
自動車 (ガソリン、軽油 LPG)	各区の自動車走行量 × エネルギー消費原単位
鉄道	都内の鉄道会社別乗降者人員当たり電力消費量 × 各区の乗降者人員



出典：東京都提供資料

図 1-14 指標の推移（駅乗降者数）

2. 温室効果ガスの将来推計

2.1. 将来推計の方法

温室効果ガス排出量の将来予測は、次の条件で行います。

- 推計年次：2027（平成 39）年度、2030（平成 42）年度
- 現状から新たな地球温暖化対策が講じられないと仮定（現状趨勢）
- 推計は次式を基本とする（一部データの制約等により直接二酸化炭素排出量を推計）。
- 基準年次は、国と同様に 2013（平成 25）年度とし、原単位も当該年度で設定。

$$\boxed{\text{二酸化炭素排出量}} = \boxed{\text{将来の活動量}} \times \boxed{\text{原単位（活動量当たりの二酸化炭素）}}$$

※現状趨勢ケースでの二酸化炭素排出量の将来推計にあたっては、電力の排出係数の将来的な改善を想定する場合があります。

この場合、省エネルギー等の取組がなくても、排出係数が改善した分の二酸化炭素排出量が減少します。今回は、二酸化炭素の排出量に影響を与える外的な要因を排除する趣旨から、排出係数の改善は見込まないものとししました。

2.2. 将来の活動量等の想定

各部門で用いる活動量指標及び活動量の想定方法を次頁に示します。

表 2-1 温室効果ガスの将来推計に用いる指標等

部門		活動量指標	単位	2005年度 (平成17年度) 【実績値】	2013年度 (平成25年度) 【実績値】	2027年度 (平成39年度) 【推計値】	2030年度 (平成42年度) 【推計値】	原単位= 2013(平成25)年度値CO ₂ 排出 量÷活動指標	活動指標等の推計方法(※3)	
二酸化炭素	産業	建設業	新築着工面積	m ²	349,295	321,493	337,171	337,171	0.08 t-CO ₂ /m ²	過去10年の傾向から平均値で推計(増減が大きいため)
		製造業	製造品出荷額	億円	3,081	2,332	1,956	1,911	38.17 t-CO ₂ /億円	過去10年の傾向を基に推計
	家庭	世帯数	世帯	162,104	176,055	184,668	185,233	2.85 t-CO ₂ /世帯	別途推計(資料1 P.16)を基に途中 年次は補完して推計	
	業務	業務系床面積	千m ²	2,693	2,731	2,742	2,754	133.27 t-CO ₂ /千m ²	過去10年の傾向を基に推計	
	運輸	自動車	CO ₂ 排出量(※1)	千t-CO ₂	224	150	123	118	-	過去10年の傾向を基に推計
		鉄道	年間乗降客数	千人	166,471	182,375	186,474	187,356	0.22 t-CO ₂ /千人	過去10年の傾向を基に推計
	廃棄物	人口	人	330,412	338,863	339,494	337,597	0.12 t-CO ₂ /人	別途推計(資料1 P.15)を基に途中 年次は補完して推計	
メタン(CH ₄)		排出量(※2)	千t-CO ₂	1.5	1.5	1.4	1.4	-	過去10年の傾向から平均値で推計(概 ね横ばい)	
一酸化二窒素(N ₂ O)		排出量(※2)	千t-CO ₂	7.7	4.4	3.0	3.0	-	過去10年の傾向を基に推計	
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)		排出量(※2)	千t-CO ₂	14.0	54.6	90.9	95.6	-	国の排出量の予測値(趨勢ケース)に 比例して推計	
パーフルオロカーボン(PFC)		排出量(※2)	千t-CO ₂	0.0	0.0	0.0	0.0	-	過去10年の傾向から平均値で推計	
六フッ化硫黄(SF ₆)		排出量(※2)	千t-CO ₂	0.3	0.5	0.4	0.4	-	過去10年の傾向から平均値で推計	
三フッ化窒素(NF ₃)		排出量(※2)	千t-CO ₂	-	0.7	0.7	0.7	-	平成25(2013)年度からの推計である ため、最新値で固定	

※1: 現況推計に用いている「温室効果ガス排出量算定手法の標準化62市区町村共通版」は、自動車由来の二酸化炭素排出量の推計プロセスに用いるデータが秘匿扱いになっていることから、過去の二酸化炭素排出量の傾向から直接排出量を推計。

※2: 二酸化炭素以外の温室効果ガスは、過去の 排出量の傾向から直接排出量を推計。

※3: 活動指標の将来推計における過去10年間の傾向とは2005(平成17)年度～2014(平成26)年度のこと。

2.1. 温室効果ガス排出量の将来予測結果

北区の温室効果ガス排出量は、2030（平成 42）年度には 1,295 千 t-CO₂になると推計され、2013（平成 25）年度比で 1.8%の増加となります。

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度比で 1.4%の減少となります。

将来世帯の増加により、家庭部門での増加が見込まれます。また、業務部門も延床面積の増加により排出量が微増する見込みです。二酸化炭素以外では、ハイドロフルオロカーボンの増加が顕著です。これはオゾン層保護対策のため、クロロフルオロカーボンからハイドロフルオロカーボンへの転換が進み、冷凍空調機器中のハイドロフルオロカーボンのストックが増加していることが原因です。

仮に国の目標値に準じて、2013（平成 25）年度比で 26%の温室効果ガスの削減を目指すとした場合、353 千 t-CO₂ を削減する必要があります。

表 2-2 温室効果ガス排出量の将来推計結果

単位：千t-CO₂

部門		年度	2005	2013	2027	2030年	2013
			(平成17) 【実績値】	(平成25) 【実績値】	(平成39) 【推計値】	(平成42) 【推計値】	(平成25) 年 度比
二 酸 化 炭 素	産業	建設業	24	25	26	26	4.0%
		製造業	112	89	75	73	-18.0%
	家庭		417	502	527	528	5.2%
	業務		309	364	365	367	0.8%
	運輸	自動車	224	150	123	118	-21.3%
		鉄道	31	41	42	42	2.4%
	廃棄物		17	40	40	40	0.0%
	小計		1,135	1,211	1,198	1,194	-1.4%
メタン (CH ₄)		2	2	1	1	-6.7%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		8	4	3	3	-31.8%	
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)		14	55	91	96	75.1%	
パーフルオロカーボン (PFC)		0	0	0	0	-	
六フッ化硫黄 (SF ₆)		0	1	0	0	-20.0%	
三フッ化窒素 (NF ₃)		-	1	1	1	0.0%	
合計		1,159	1,273	1,294	1,295	1.8%	



図 2-1 温室効果ガスの部門別排出量の推計

2 3 区の策定状況について

<目次>

1. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定事例の整理.....	1
1.1. 策定状況	1
1.2. 各事例の特徴	3
1.3. 特徴的な施策事例.....	4
1.4. （参考）調査対象自治体の計画概要	7
2. 地球温暖化対策地域協議会の事例	20

1. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定事例の整理

類似都市として東京都区部を対象に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定状況、計画の対象範囲及び数値目標の設定状況に係る情報を収集・整理する。

1.1. 策定状況

東京都区部における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定状況を下表に示す。このうち、収集・整理の対象とする事例は、地球温暖化を取り巻く近年の状況を反映した計画事例とする趣旨から、わが国のエネルギー政策の転機となった東日本大震災（平成 23 年）以降の計画とする。これより、13 事例を収集・整理の対象とする。

表 1-1 23 区における計画の策定状況

自治体名	計画名称	策定年度	計画期間	改定 予定年度
千代田区	千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015	H26 年度	H27 年度～H36 年度	H36 年度
中央区	中央区環境行動計画	H19 年度	H20 年度～H29 年度	H29 年度
港区	港区地球温暖化対策地域推進計画	H24 年度	H25 年度～H32 年度	H32 年度
新宿区	新宿区地球温暖化対策指針	H22 年度	H23 年度～H32 年度	H29 年度
文京区	文京区地球温暖化対策地域推進計画	H21 年度	H22 年度～H31 年度	H31 年度
台東区	台東区環境基本計画	H21 年度	H22 年度～H31 年度	H31 年度
墨田区	第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画）	H27 年度	H28 年度～H37 年度	H37 年度
江東区	KOTO低炭素プラン	H26 年度	H27 年度～H36 年度	H31 年度
品川区	品川区地球温暖化対策地域推進計画	H21 年度	H22 年度～H32 年度	H32 年度
目黒区	目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）	H25 年度	H26 年度～H32 年度	H32 年度
大田区	大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H23 年度	H24 年度～H32 年度	H28 年度
世田谷区	世田谷区地球温暖化対策地域推進計画	H23 年度	H24 年度～H62 年度	未定
中野区	第 3 次中野区環境基本計画	H27 年度	H28 年度～H37 年度	H32 年度
杉並区	杉並区地域エネルギービジョン	H25 年度	H25 年度～H33 年度	未定
豊島区	豊島区環境基本計画	H25 年度	H25 年度～H30 年度	H30 年度
北区	北区地球温暖化対策地域推進計画	H19 年度	H20 年度～H29 年度	H29 年度
荒川区	荒川区低炭素地域づくり計画（改定版）	H27 年度	H22 年度～H32 年度	H32 年度
板橋区	板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H24 年度	H25 年度～H32 年度	未定
練馬区	練馬区地球温暖化対策地域推進計画	H20 年度	H21 年度～H32 年度	H28 年度
足立区	足立区環境基本計画兼足立区地球温暖化対策地域推進計画	H19 年度	H20 年度～H27 年度	H27 年度
葛飾区	葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H24 年度	H25 年度～H29 年度	H29 年度
江戸川区	エコタウンえどがわ推進計画	H19 年度	H20 年度～H29 年度	H29 年度

1.2. 各事例の特徴

計画・展望期間、削減対象、総量削減目標、総量削減以外の目標の有無、施策の特徴の観点で、各事例の特徴を下表に整理する。

表 1-2 事例の概要



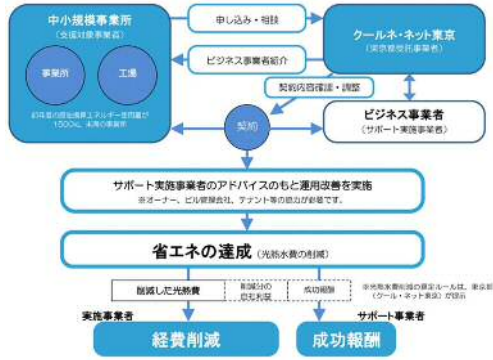
区	計画・展望期間				削減対象	基準年	総量削減目標			その他の目標	施策のポイント	施策分類			
	計画期間	短期 (10年未満)	中期 (10~20年後)	長期 (30年後)			短期	中期	長期			再エネ	活動	まちづくり	廃棄物
千代田区	2015～2024	—	2024	2050	エネルギー起源CO2	1990	2020：25%	2024：30%	2050：80%	・対策目標の達成に向けたCO2削減のロードマップとして、部門別のCO2削減量を記載（2020、2024）	・膨大な数の既存建物（ストック）に着目して、省エネルギー化（グリーン化）する取り組み ・温暖化対策促進地域の指定制度 ・地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）	●	●	●	●
港区	2013～2020	—	2020	—	温室効果ガス排出量の96%がCO2であるため、全体の削減目標はCO2を採用	2009	—	2020：2007～2009年度の平均と同水準	—	・1世帯あたり6%削減 ・建築物の床面積1m ² あたり18%削減（2007-2009平均比）	・ヒートアイランド対策の観点も含め、地球温暖化への適応策を計画に位置づけ ・区外の森林整備の促進等、広域的な視野で二酸化炭素の排出削減に貢献する取組の充実 ・省エネ設備の導入が容易でない中小ビル向けの支援策	●	●	●	●
墨田区	2016～2025	—	2030	—	温室効果ガス排出量とともに、エネルギー消費量に着目	2000	—	2030：30%	—	・エネルギー消費量を38%減	・省エネ、再エネ、まち全体でのエネルギー利用の効率化をバランス良く位置づけ ・業務ビル対策として「エコチューニング」の普及支援	●	●	●	—
江東区	2015～2024	—	2020	2050	エネルギー消費量	2011	—	2021：7%	2050：80%	・対策目標の達成に向け、管理指標別のCO2削減量と目標件数を記載（2019、2024）	・設備の導入助成など、家庭の省エネ化を促進 スマートメーターの普及に合わせ、同機器の有効な活用方法等の周知に努める。	●	●	●	●
目黒区	2014～2020	—	2020	—	温室効果ガス排出量とともに、エネルギー消費量に着目	2010	—	2020：7% (1%/年)	—	・エネルギー消費量を7%減	・熱中症予等の対策などの「適応策」を追加 ・ごみの発生抑制の取組みとして「めぐろ買い物ルール」の普及を位置づけ	●	●	●	●
大田区	2012～2020	—	2020	2050	CO2をはじめとした6ガス	1990	—	2020：25%	2050：80%	—	・国内友好都市や多摩川上流の他自治体等との連携による森林保全、再生可能エネルギー発電による電力の購入等（カーボン・オフセット）	●	●	●	—
世田谷区	2012～2050	2014	2020	2050	CO2	2008	—	2020：25%	2050：66～83%	・当面の期間の目標（短期目標）として原単位目標を設定 ・1世帯あたりエネルギー使用量：5%減 ・1事業所あたりエネルギー使用量：8%減	・世田谷区の特性を活かした取り組み「エコな暮らしと文化の創造」：文化・芸術に関する活動を通じた情報発信、ムーブメントづくりを進めるとともに、地域や学校、区内の多様な人材との連携・協働で、環境教育・環境学習を推進	●	●	●	—
中野区	2016～2025	2020	2025	—	エネルギー消費量（CO2は参考指標）	2012	2020：5.3%	2025：15.2%	—	・アクションプログラム（2016～2020）の個々の取り組みのエネルギー削減量及びCO2削減量を記載	・水害対策、熱中症対策等の適応策を位置づけ	●	●	●	●
杉並区	2013～2021	—	2021	—	エネルギー消費量	2010	—	2021：10%	—	・区立施設及び区民の節電目標10%減 ・電力消費量に対する再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池による発電量：2%	・災害時のエネルギー確保の視点も含めて、蓄エネルギーの取り組みを位置づけ ・区民出資型の再生可能エネルギーの整備などスマートコミュニティの推進を位置づけ	●	●	●	—
豊島区	2014～2018	2018	2025	2050	CO2	2005	2018：9.6%	2025：30%	2050：70%	・2018：エネルギー消費量を2011と同程度	・再生可能エネルギーの普及拡大策として、住民参加型太陽光発電所を位置づけ	●	●	●	—
荒川区	2016～2020	2020	—	—	温室効果ガス排出量とともに、エネルギー消費量に着目	2000	2020：25%	—	—	・エネルギー消費量を30%減（2000比） ・一世帯当たりのエネルギー消費量30%減 ・建築物の床面積1m ² あたり15%削減	・水害対策、熱中症対策等の適応策を位置づけ ・業務ビル対策として「エコチューニング」の普及支援	●	●	●	●
板橋区	2013～2020	2020	—	2050	CO2をはじめとした6ガス	1990	2020：1.8%	2020：25%	2050：80%	—	・長期的な視点で、スマートシティを位置づけ ・環境と経済の調和の視点で環境産業の振興を位置づけ	●	●	●	●
葛飾区	2013～2017	2017	2030	2050	CO2をはじめとした6ガス	2009	2017：8%	2030：30%	2050：77%	—	・建物の省エネ化を図るため、「葛飾区民間建築物環境配慮ガイドライン」を周知・普及	●	●	●	●

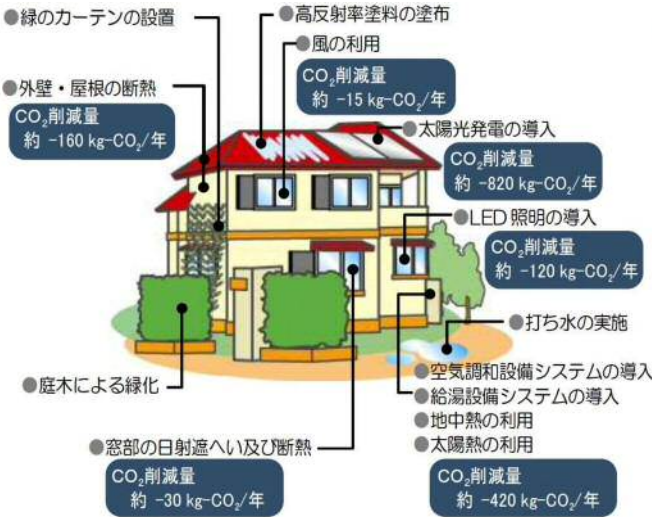
1.3. 特徴的な施策事例

1.1 で整理した計画事例の中で特徴的な施策を整理する。

表 1-3 23 区における計画の策定状況

自治体名	施策概要
千代田区	<p>■地方との連携による森林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 千代田区と高山市との森林整備実施に係る協定に基づき、市有林約 100ha を整備。 この森林整備により育成した森林の CO2 吸収量の増加分について、区の排出量とカーボン・オフセット。 
港区	<p>■ビル管理における省エネ運用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな設備の導入は、テナントとの調整や、初期投資を必要とし、事業者にとっては簡単に取り組めることではないため、ビルの運用管理を見直す新たな支援策を検討。 ○ビルオーナー・ビル管理者・テナント向けなど業態別の省エネセミナー ○ビルオーナーと管理事業者との間に立ってビルの最適な運用管理の検討を支援する専門家派遣、専門家紹介制度の検討 など
墨田区	<p>■エコチューニングの周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務用ビルや工場等の照明設備、空調設備、熱源設備などの使用方法の工夫、機器出力の調節などを行い、大規模な設備投資や業務環境を悪化させることなく、エネルギー消費量を削減し、光熱水費を削減させる取組みの普及を支援。 
江東区	<p>■エネルギー管理システムにおける家庭の省エネ化</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートメーターの普及に合わせ、同機器の有効な活用方法等の周知に努める。区民・事業者の省エネ活動を支援。
目黒区	<p>■めぐろ買い物ルールの普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民が日常生活で気軽に環境負荷の削減に貢献できる取組みとして「めぐろ買い物ルール」の普及を通じて、スマート・ショッピングを推奨。 

自治体名	施策概要
大田区	<p>■他地域と連携した取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の施策で削減量が十分でない温室効果ガスについて、国内友好都市（長野県東御市、秋田県美郷町、宮城県東松島市）や多摩川上流の他自治体等と連携し、森林保全、再生可能エネルギー発電による電力の購入等を通じた二酸化炭素（CO2）吸収量を確保。
世田谷区	<p>■エコな暮らしと文化の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然の恵みを活かしたエコな暮らしを世田谷らしい文化の一つとして育み、エコライフや環境に配慮したワークスタイルの浸透を図っていくため、文化・芸術に関する活動を通じた情報発信、ムーブメントづくりを進めるとともに、地域や学校、区内の多様な人材との連携・協働により、環境教育・環境学習を推進。
中野区	<p>■建物の断熱化促進+エコポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の基準を満たした建物は「高断熱建築物」として認証し、認証を受けた申請者に対して「なかのエコポイント」5,000ポイントの特典を付与。 *なかのエコポイント：節電や省エネ、環境商品を購入するなど、環境にやさしい取り組みに対しポイントを付与。貯まったポイントは500ポイント単位で、ポイント券や、区内共通商品券、プリペイドカードと交換、または、中野区環境基金への寄付に利用できる。
杉並区	<p>■区民出資型の再生可能エネルギー整備の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー機器の設置費を区民出資によりまかない、区民施設や区内の建物などに設置し、利益を出資者へ還元できる仕組みづくりを検討。 
豊島区	<p>■住民参加型太陽光発電所の導入検討</p> 
荒川区	<p>■エコチューニングの周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな設備投資が困難な事業所でも、既存設備の運用方法の見直しを図ることで、省エネルギー化を進めることが可能なエコチューニングを周知・普及 

自治体名	施策概要
板橋区	<p>■環境産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー・新エネルギー製品等の開発支援と普及促進、省エネルギー・温暖化対策技術の交流促進支援、区内環境産業の展示会への出展支援を実施。
葛飾区	<p>■「葛飾区民間建築物環境配慮ガイドライン」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した新築・増築および大規模改修の実施を促進するほか、省エネに努める住宅や事業所を、「エコハウス」「エコ事業所」として認定して支援する制度の創設などを検討・実施  <p>The diagram shows a two-story house with various energy-saving features labeled with their CO2 reduction benefits:</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑のカーテンの設置: CO₂削減量 約 -160 kg-CO₂/年 ●外壁・屋根の断熱: CO₂削減量 約 -160 kg-CO₂/年 ●窓部の日射遮へい及び断熱: CO₂削減量 約 -30 kg-CO₂/年 ●庭木による緑化 ●高反射率塗料の塗布: CO₂削減量 約 -15 kg-CO₂/年 ●風の利用 ●太陽光発電の導入: CO₂削減量 約 -820 kg-CO₂/年 ●LED照明の導入: CO₂削減量 約 -120 kg-CO₂/年 ●打ち水の実施 ●空気調和設備システムの導入 ●給湯設備システムの導入 ●地中熱の利用 ●太陽熱の利用: CO₂削減量 約 -420 kg-CO₂/年

1.4. (参考) 調査対象自治体の計画概要

		千代田区
名称	千代田区地球温暖化対策地域推進計画	
策定年次・計画期間	2015（平成 27）年度～2024（平成 36）年度	
目標	区から排出されるエネルギー起源の CO2排出量の抑制および区全体の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ること	
具体的な目標	CO2排出量 2020 年度 1990 年度比 25%減 短期目標：2024 年度 1990 年度比 30%減 長期目標：2050 年度 1990 年度比 80%減	
体系	基本理念	エネルギー利用によるCO ₂ 排出ゼロのまち
	基本方針	<p>エネルギー消費量の削減に加え、創エネ・オフセットなど、あらゆる対策を講じることで、将来的に CO2排出ゼロをめざします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 消費するエネルギーを「減らす」 ：家庭と事業者における温暖化対策、地域交通の低炭素化 区内でクリーンなエネルギーを「創る」 ：再生可能エネルギーの導入、未利用エネルギーの活用、水素エネルギー、 区外から調達するエネルギーをクリーンなエネルギーに「替える」 ：区外からのクリーンエネルギー導入、地方との連携 エネルギーを「スマートに使う」 ：建物のスマート化、スマートコミュニティ 様々なエネルギーシステムを「備える」 ：分散型エネルギーの確保 環境モデル都市千代田の取組みを「広める」 ：オリンピック・パラリンピックなどに向けた目に見えて体験できる取組み 地球温暖化対策に「力を合わせる」 ：区民・事業者への普及啓発、事業者に対する温暖化対策行動の普及啓発、連携・協働等 環境教育・環境学習の推進、快適で涼しいまちづくりの推進、 地球温暖化の進行に備えた 対策の推進、連携・協働のための体制づくりの推進
	主要事業	<ol style="list-style-type: none"> (仮称) 環境事前協議制度の創設 コミュニティサイクルの推進 地域エネルギーデザインの策定・運用 地方との連携による森林整備事業 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) モデル施設の設置 温暖化対策促進地域の指定制度の構築・運用 拠点開発における面的エネルギー利用の導入促進 (仮称) ちよだエコセンターの開設 (仮称) 環境対策基金の創設
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 膨大な数の既存建物（ストック）を省エネルギー化（グリーン化）する取り組み 温暖化対策促進地域の指定制度 地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット） 	

		港区
名称	港区地球温暖化対策地域推進計画	
策定年次・計画期間	平成25～平成32年	
目標	エネルギーを効率よく安定して利用できる、やすらぎのあるまちづくりを進め、区民の充実した暮らし、事業者のか発な活動、地球温暖化の主要因とされる二酸化炭素の排出量の削減を同時に達成する。	
具体的な目標	二酸化炭素（総量）を2007～2009年度の平均と同水準にとどめる。 1世帯あたり2009年と比較して6%程度削減 建築物の床面積1m ² あたり18%程度削減	
体系	基本理念	“人 まち かがやく 環境都心 みなと”
	基本方針	1. 家庭・職場の日々の取り組みを支援する 「エコdeみなとく」で3つのトクの推進 2. 少ないエネルギーで安全、安心、快適に暮らせるまちづくりを進める 建物のエネルギー効率の向上、高効率な自立分散型エネルギーの導入、環境に配慮した交通手段の提供、ヒートアイランド対策、集中豪雨対策 3. 都心区として、広域的なネットワークの活用や先進的な取組の実施により地球温暖化対策を先導する 区外の排出量の削減や森林吸収量の増加に貢献するよう、他の地域との連携による施策の実施や先進技術の実証等に取り組む 4. 区が率先して取組み、施策につなげる 区は、自ら事業者として省エネ対策、国産木材の利用等に率先して取り組む
	施策	1家庭・事業所での取り組み ・省エネライフスタイルの推進 ・家庭ごみの排出抑制と資源化の推進 ・温暖化への適応策 ・事業系ごみの削減と資源化の推進 ・環境教育・環境学習の推進 ・省エネライフスタイルの推進
		2まちづくり ・建築物等の環境性能の向上 ・エネルギーの面的利用 ・集中豪雨に強いまちづくり ・クリーンエネルギー自動車の普及促進 ・公共交通の利用促進 ・熱を溜めにくいまちづくり ・自転車の利用促進
	3温暖化対策 国産木材利用促進とみなと区民の森づくり 電気自動車のコミュニティバス普及	
	4区の実践 区有施設等の省エネ化・再生可能エネルギー導入推進 職員の行動推進	
特徴	・ヒートアイランド対策の観点も含め、地球温暖化への適応策を計画に位置づけ ・区外における森林整備の促進等、広域的な視野で二酸化炭素の排出削減に貢献する取組の充実 ・環境対策に加え、防災の観点からもエネルギー供給のあり方を検討	

名称	第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画） （「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」基本目標1のみを記載）	
策定年次・計画期間	改定平成28年3月 平成28年度～平成37年度 前期H2～H32 後期H33～H37	
目標	「墨田区基本構想」をもとに、すみだ環境基本条例の基本理念である「環境の共創」の実現に向けて、中長期的な視点から総合的・計画的に環境施策を推進するために必要な事項を定めている。近年の環境を取り巻く社会情勢や区民意識等の変化、「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の開催決定などを踏まえながら取組を推進していく。	
具体的な目標	平成42年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比 温室効果ガス排出量 30%程度削減 エネルギー消費量を 38%程度削減	
体系	基本理念	「みんなで創る環境にやさしいまち すみだ」 温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまち
	基本方針 （基本方針1のみ）	1-1 オールすみだで省エネルギー行動を実践する ① 家庭における省エネルギー対策の推進 ② 事業所における省エネルギー対策の推進 ③ 公共施設における省エネルギー対策の推進 1-2 再生可能エネルギーの導入を推進する ① 再生可能エネルギーの導入促進 ② 区民・事業者への支援 1-3 まち全体でエネルギー利用の効率化を推進する ① 省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進 ② 環境負荷の少ない交通手段の利用促進 ③ 水素社会の実現に向けた取組
	施策	区民 再生可能エネルギーを活用、省エネルギー化に向けた取組、環境負荷の低減 ▶ 再生可能エネルギーに関心を持ち、理解を深め ▶ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。 ▶ こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。 ▶ LED・HEMSなどの省エネルギー機器・設備の導入に努める。 ▶ うちエコ診断の活用や環境家計簿を利用する ▶ ガーデニングなどで敷地内の緑化に努める。 ▶ 公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 ▶ エコドライブを実践する。 事業者 再生可能エネルギーを活用する、省エネルギー化に向けた取組、環境負荷の低減 ▶ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。 ▶ 燃料電池車等、次世代自動車の導入に努める。 ▶ クール・ウォームビズを実施する。 ▶ 省エネ診断を受診する。 ▶ 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。 ▶ 設備機器の更新や建物の新築・改修の際に、高効率空調やBEMSなど省エネルギー型の設備導入に努める。 ▶ 公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 ▶ 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証エコドライブを実践する。 ▶ など）を導入する。 区 ▶ 省エネルギー行動に関する情報を提供する。 ▶ 省エネルギー行動に関する情報を提供する。 ▶ 家庭や事業所における省エネ診断制度を周知・啓発する。 ▶ 家庭や事業所における自主的な省エネルギー行動を支援する。 ▶ 水素エネルギーについての普及・啓発。 ▶ 再生可能エネルギーや省エネルギー機器等、省エネに資する設備等の導入助成制度を実施する。 ▶ 区の事業活動から排出される温室効果ガスを削減する。
特徴	省エネ、再エネ、まち全体でのエネルギー利用の効率化をバランス良く位置づける	

		江東区
名称	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（KOTO低炭素プラン） 江東区環境基本計画に内包	
策定年次・計画期間	2010年（平成22年度）策定 2015～2024年（平成27～36年）	
目標	臨海部を中心としたマンション開発等による人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加により、CO2排出量の増加が予想されます。都や事業者と連携した「スマートコミュニティ」の形成や電気・燃料電池車等の次世代自動車の普及促進などにより、一層の温暖化・エネルギー対策を推進していく。	
具体的な目標	<p>「エネルギー消費量」で目標を設定</p> <p>2020年度（平成32年）までに2011年度（平成23年）程度（31,958TJ：2020年度の予測値より7%の減少に相当）に抑制。</p> <p>長期目標：国が定めた目標値「平成62年（2050年）までに80%排出削減」を見据えた上で改めて検討。</p> <p>区の施策で、CO2削減量が算定可能な事業について、CO2削減量の進捗管理を行います。</p>	
体系	基本理念	目指すべき10年後の姿 区民・事業者・区が地球温暖化防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、省エネルギーのための取り組みや再生可能エネルギー等の利用を進め、CO2の排出が少ない低炭素社会への転換が実現される。
	基本方針	<p>・地球温暖化対策の推進</p> <p>太陽光発電設備の導入助成など、再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー機器等の利用を促進します。区民・事業者・区が連携した取り組みを推進します。</p> <p>【産業・業務部門対策】 オフィスビルへのエネルギー管理システムの導入促進など、事業者の省エネ対策を推進します。</p> <p>【運輸部門対策】 コミュニティサイクルの推進など、乗り物からのCO2排出を減らします。</p> <p>【家庭部門対策】 設備の導入助成など、家庭の省エネ化を促進します。</p> <p>・ヒートアイランド対策の推進</p>
	施策	<p>■地球温暖化対策の推進</p> <p>「分散型エネルギーシステム」、コージェネレーションシステムの導入。再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー機器の導入。マイクロ水力発電設備、若洲風力発電稼働率向上。グリーン電力（熱）証書を活用するとともに、同証書やカーボン・オフセット等のシステムの認知度の向上、エネルギーの面的利用</p> <p>【産業・業務部門対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備導入補助制度や省エネ手法等の情報提供、国や都の省エネ診断・省エネセミナー等の活・PR ・中小事業者への環境認証の取得支援等を通じて、省エネルギーの推進を支援 ・事業所やオフィスビル等へのエネルギー管理システム（BEMSベムス）の導入促進 ・装飾灯のLED化補助区内商店街の省エネ対策を支援 ・都や事業者等と連携してスマートコミュニティの形成 <p>【運輸部門対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車・燃料電池車等、次世代自動車普及、区内充電インフラの拡充 ・ごみ収集車など庁有車において低公害車の導入を推進 ・計画的な道路整備や道路構造の改善、歩道の整備 ・区民、事業者に対してエコドライブの徹底や、公共交通機関の積極的な利用等を働きかけ ・区外からの観光客の自転車活用機会を拡大、自転車駐車場等を計画的に整備 <p>【家庭部門対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での省エネルギー化に資する設備の導入助成制度 ・エネルギー管理システム（HEMSヘムス・MEMSメムス）の導入促進 ・スマートメーターの普及に合わせ、同機器の有効な活用方法等の周知 <p>■ヒートアイランド対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド抑制・緩和に向けて、「風の道」を創出。 ・空調等の負荷による人口排熱を抑制。 ・緑化や打ち水等により人工被覆面の熱環境を改善。
特徴	設備の導入助成など、家庭の省エネ化を促進； スマートメーターの普及に合わせ、同機器の有効な活用方法等の周知に努める。区民・事業者の省エネ活動を支援	

		目黒区
名称	目黒区環境基本計画	
策定年次・計画期間	平成29年策定	
目標	環境基本計画の中の基本方針1が該当する。一人ひとりが省エネルギーを中心に、できることから地球温暖化対策に取り組むとともに、エネルギーを効率よく生み出し、賢く利用する最先端の技術を暮らしに取り入れることで、快適な都市生活を享受しつつ、エネルギーを無駄なく効率的に利用し、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を大幅に削減した省エネのまちを実現します。	
具体的な目標	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ行動に取り組んでいる人の割合 増加 ・二酸化炭素排出量、エネルギー消費量 基準年：2010（平成22）年度、 区域全体で2014（平成26）～2020（平成32）年度の間に毎年度1%以上、2020（平成32）年度において7%以上削減	
体系	基本理念	目黒区環境基本計画 地域と地球の環境を守りはぐくむまち 一めぐろからの挑戦
	基本方針	将来像を目標に、エネルギーを大量に消費する社会から、環境にやさしいライフスタイルや事業活動への転換に取り組むとともに、エネルギーを賢く使う住環境の整備を進めていきます。 基本方針1 省エネのまちづくり 地球温暖化対策を推進する 1-1 低炭素のライフスタイルへの転換 省エネ・節電行動の推進等 取組点検項目：「めぐろ笑しょうエネトライ」参加件数、めぐろグリーンアクションプログラム*（事業所版）参加件数 1-2 エネルギーを賢く使う暮らしの創造 再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入促進、公共施設の低炭素化の推進 取組点検項目：住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器 設置費助成件数増加、街路灯のLED化 1-3 気候変動への適応策の推進 取組点検項目：環境配慮型の道路整備
	施策	1-1 低炭素のライフスタイルへの転換 省エネ・節電行動の推進 省エネ・低炭素型の製品への買換え等の賢い選択の普及啓発（新規） 商店街等の環境配慮行動支援 環境に配慮した事業活動の支援 公共交通等の利用促進 1-2 エネルギーを賢く使う暮らしの創造 再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入促進 公共施設の低炭素化の推進 1-3 気候変動への適応策の推進 ヒートアイランド現象への対策 熱中症・感染症予防対策に関する普及啓発等（新規） 都市型水害への対策（新規）
特徴	新たに熱中症予等の対策などの「適応策」を追加	

		大田区
名称	大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	
策定年次・計画期間	2012年度（平成24年度）から2020年度（平成32年度）までの9年間 2016年度（平成28年度）中間見直し	
目標	大田区環境計画第三章の内容をもって「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とする。自然的条件・社会的条件を踏まえ、区民等、事業者及び区の各主体が各々の役割に応じた取組みを総合的かつ計画的に推進することで、大田区の温室効果ガス*排出量を抑制し、低炭素社会を構築することを目的とする。	
具体的な目標	温室効果ガス 基準年度2013年度（平成25年度） 2030年（平成42年度）26%削減 2050年（平成62年度）80%削減 エネルギー削減目標 基準年度2013年度 2030年（平成42年度）20%削減	
体系	基本理念	基準年度2013年度（平成25年度）2030年（平成42年度）20%削減
	基本方針	1 省エネルギー型の行動様式への転換 ・家庭・事業所における省エネルギー行動の促進 ・住宅・建築物の省エネルギー化の促進 ・区役所による率先行動 2 低炭素まちづくり ・中心拠点のまちづくり ・交通ネットワークの構築 ・地域における効率的なエネルギー利用の推進 ・ヒートアイランド対策の推進 3 再生可能エネルギー等の導入拡大 ・区有施設の太陽エネルギー利用機器等導入・住宅用太陽エネルギー利用機器等設置補助 ・電気自動車用急速充電設備の整備 4地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備 ・大田区地球温暖化対策地域協議会との連携 ・他自治体での森林整備を通じたCO2吸収 ・カーボンオフセットの活用
	施策	産業 素材産業における省エネルギー技術の導入（排熱利用、省エネプロセス 業種横断的省エネ技術の導入（高性能ボイラー、インバータ*制御等） 燃料の天然ガスへの転換 建設業・農林水産業における省エネルギー機器*の導入等 電気の二酸化炭素（CO2） 排出係数*の改善 家庭 住宅の断熱性能の向上 高効率給湯機器の導入 高効率エアコンの導入 高効率照明の導入 省エネ家電の普及 HEMS、省エネナビ等の設置 住宅用太陽光発電*システムの導入 運用対策（家電製品、給湯器、AV機器、ガス機器の運用改善） 電気の二酸化炭素（CO2） 排出係数*の改善 業務 建築物の断熱性能の向上 高効率給湯器・ボイラーの導入 BEMS導入等による運用時効率改善 非住宅用太陽光発電*システムの導入 運用改善による省エネルギー対策（年1%改善） 電気の二酸化炭素（CO2） 排出係数*の改善 運輸 自動車単体対策（燃費改善、次世代自動車の導入） 燃料の低炭素化（バイオ燃料） 交通流 エコドライブ*、カーシェアリング 電気の二酸化炭素（CO2） 排出係数*の改善 廃棄物・他ガス 廃棄物部門・他ガス バイオマスプラスチックの利用、 代替フロン類対策
	特徴	・省エネ、低炭素まちづくり、再エネ、主体間連携をバランス良く位置づけ

名称	世田谷区地球温暖化対策地域推進計画	
策定年次・計画期間	平成24年 策定 2014（平成26年）～2020（平成32年） 第一ステージ 2050（平成62年） 第二ステージ	
目標	地球温暖化の原因になる温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出が少ない「低炭素社会」をめざして、区民・事業者・区が連携・協働して取り組むために策定した計画。	
具体的な目標	区全域の二酸化炭素排出量 2020年（平成32年度）、1990年（平成2年度）比 10%減 2050年（平成62年度）、1990年（平成2年度）比 60～80%減 （平成20〔2008〕年度比 66～83%削減に相当） 世帯あたりのエネルギー使用量 平成24・25年度、2008年（平成20年度）比 1世帯：5%減、1事業所：8%減	
体系	基本理念	自然の恵みを活かして、小さなエネルギーで豊かに暮らすまち 世田谷
	基本方針	国、東京都の対策効果を考慮しつつ、事業者・区それぞれの取組みによって削減目標の達成をめざす。
	施策	<p>区民</p> <p>環境に配慮したライフスタイルの普及促進 環境に配慮したライフスタイルの普及促進に配慮したライフスタイル、二酸化炭素量の「見える化」支援。ごみ減量、地域主体の支援</p> <p>環境配慮住宅の促進 省エネルギー機器の普及、再生エネルギー、住宅の省エネルギー化の支援普及、みどり豊かな住まいづくり、環境配慮住宅に関する普及啓発</p> <p>事業者</p> <p>環境に配慮した事業活動の促進 省エネルギー化・再生可能エネルギー導入等の支援</p> <p>低炭素都市づくり</p> <p>自動車に過度に依存しない都市づくり エネルギーの効率的な利用と再生エネルギーの活用 みどりの保全・創出</p> <p>エコな暮らしと文化の創造</p> <p>エコ・ムーブメントづくり 環境教育・環境学習の推進</p> <p>区</p> <p>公共施設における省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入 職員による環境配慮行動の促進</p>
	特徴	世田谷区の特性を活かし+B5:128た取り組み「エコな暮らしと文化の創造」：文化・芸術に関する活動を通じた情報発信、ムーブメントづくりを進めるとともに、地域や学校、区内の多様な人材との連携・協働により、環境教育・環境学習を推進

名称	第3次中野区環境基本計画	
策定年次・計画期間	2016（平成28年）策定 2016（平成28年）～2025（平成37年）	
目標	温室効果ガス排出量、とりわけCO2排出量を削減するため、以下のとおり、エネルギー消費量※を削減目標として掲げる。	
具体的な目標	平成24（2012）年度実績（106.2万t）比 平成32（2020）年度：100.6万t（5.6万t削減、△5.3％） 平成37（2025）年度：90.1万t（16.1万t削減、△15.2％）	
体系	基本理念	環境負荷の少ない低炭素社会
	プロジェクトとアクションプログラム	<p>1.低炭素なまちづくりプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素まちづくりの推進 ・公共交通の利用促進 ・大規模公園の整備 ・建物の断熱化促進 <p>2.地球環境にやさしい快適なライフスタイルプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかのエコポイントCO2削減コースの参加促進 ・なかのエコポイント環境商品コースへの小中学校PTA等の参加促進 ・なかのエコポイントを活用したHEMS（家庭のエネルギー管理システム）の導入促進 ・環境学習教材「なかのエコチャレンジ（家庭版）」の小中学校での活用促進 ・再生可能エネルギー利用設備・省エネ機器の情報提供 ・環境イベントの開催による環境配慮行動の推進 ・みどりのカーテン・屋上緑化等環境教育の推進 ・中野区地域環境アドバイザーの養成と派遣 ・連携都市とのカーボン・オフセットの推進 ・事業者向け省エネセミナーや省エネ診断実施 ・ペットボトル破碎回収機による回収の促進 ・区の入札制度における環境マネジメントシステム導入事業者の評価加点 <p>3.みどりを守り育てる都市緑化プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築時などの緑化推進 ・みどり保護育成のための寄付コース新設 ・緑化の普及啓発 <p>4.大規模事業者としての区の環境配慮率先行動プロジェクト</p> <p>CO2排出量の少ない再生可能エネルギーを活用した電力利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区有施設の省エネ化の推進 ・照明機器の更新にあわせたLED照明導入の促進 ・区有施設への再生可能エネルギー設備導入の促進 ・庁有車のクリーンエネルギー自動車及び超低公害車への代替 <p>5.<適応策>温暖化に伴う気候変動への適応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害対策の推進 ・デング熱対策等に向けた周知活動の推進 ・高齢者の熱中症対策事業
特徴	水害対策、熱中症対策等の適応策を位置づけ	

		杉並区
名称	杉並区地域エネルギービジョン	
策定年次・計画期間	平成25年度～平成33年度	
目標	区として、区民の暮らしの快適性と安全性を確保し、大規模災害が発生した時にエネルギーで困らない地域分散型のエネルギー社会を構築するとともに、省エネ、省資源の更なる推進により、環境にやさしいまちを創造するため、区の地域特性をふまえたエネルギー政策の基本的な方向をまとめる。	
具体的な目標	基準平成22年度比 平成33年度 省エネルギー：10%削減、区民の節電目標10%削減 創エネルギー：区内の電力消費量に対する再生可能エネルギー及び家庭燃料電池による発電量2% 蓄エネルギー：災害時やピークシフト対策としての電気自動車の活用の推進。 救護避難所等の災害時拠点施設への再生可能エネルギー発電機器や自家発電設備、蓄電池の設置の推進	
体系	基本理念	災害に強く快適で環境にやさしいエネルギー創造都市 誰もが、いつでも、安心して快適に暮らせるまち すぎなみ
	基本方針	1.杉並産エネルギーの創出～災害時の非難・救援拠点における必要最低減のエネルギー確保 2.スマートコミュニティづくりの推進、木造住宅が集まる地域の建替えや地区計画に併せた、住宅の省エネ化によるスマートコミュニティのモデル地区づくり 3.区民へのわかりやすい情報提供と自主的な参加促進の仕組みづくり
	施策	1、災害時の非難。救援拠点における必要最低限のエネルギー確保 ・杉並区の地域特性に合わせた省エネルギー対策のきめ細やかな推進 ・地域で利用可能な再生可能エネルギーの積極的な利用促進 ・化石エネルギーの効率的な利用促進 ・災害時の安定的なエネルギー供給と節電・ピークカット対策の推進 ・杉並区清掃工場ごみ焼却発電や廃熱の有効利用の推進 2、木造住宅が集まる地域の建替えや地区計画に併せた、住宅の省エネ化によるスマートコミュニティのモデル地区づくり ・「スマートハウス」や「スマートコミュニティ」のモデル地区づくり ・建築物や街区のスマート化のための仕組みづくり ・公共交通機関や電気自動車等の利用 ・新電力の一層の活用 3、区民出費型による再生可能エネルギー設備の仕組みづくり ・区民へのわかりやすい情報提供や啓発の推進 ・区民や地元事業者が自主的に参加でき、恩恵を享受できる事業モデルの仕組みづくり ・先導的な取組みに関する情報発信の推進やインセンティブ付与
特徴	・災害時のエネルギー確保の視点も含めて、蓄エネルギーの取り組みを位置づけ ・スマートコミュニティの推進を位置づけ	

		豊島区
名称	豊島区環境基本計画（第3章 推進計画に相当）	
策定年次・計画期間	平成26年策定 2014年～2018年	
目標	環境基本計画の第3章は推進計画に相当する。豊島区では、2009年（平成21年）に、「中期目標2005年度比30%以上の削減、長期目標2005年度比70%以上の削減を目指す」という削減目標を掲げました。設定にあたっては、国及び東京都の考え方等を踏まえ、また、豊島区で排出される温室効果ガスのほとんどを占めるCO ₂ を対象にしています。これらの目標を踏まえて、計画終了年度である2018年度（平成30年度）の削減の目安を設定し、施策の方向を定めます。	
具体的な目標	CO ₂ 対象 2011年度比 2018年到達すべきCO ₂ 排出量1406千t 2025年 2005年度比 30%以上（1990年度比22%） 2050年 2005年度比 70%以上（1990年度比67%）	
体系	基本理念	温暖化を食い止め、持続可能な社会を築くには、最小のエネルギーを賢く使う低炭素な地域づくりが必要。将来のCO ₂ 排出量の大幅な削減を目指し、省エネ・節電、再生可能エネルギーの導入拡大などに取り組む。
	基本方針	1、再生可能エネルギーの普及拡大、再生可能エネルギーの導入支援。 個々の住宅や建物への再生可能エネルギー導入を支援 地域ぐるみでの再生可能エネルギー導入促進の仕組みづくりを検討 区有施設において再生可能エネルギーを積極的に活用。 2、家庭における環境配慮行動の促進 少ないエネルギーで快適に暮らす、低炭素型ライフスタイルへの転換を促す 社会全体での削減につながる環境配慮行動の普及啓発・情報提供を行う 3、事業所における環境配慮 運用面における賢い省エネ・節電対策を推進。 省エネ設備の導入を支援 環境に配慮した商品・サービスの普及啓発
	施策	区民 ・日常生活における省エネ行動の推進 ・省エネ家電製品への切り替え、再エネ機器の導入 ・住宅の新築・改築時のエコ住宅化 ・地球温暖化やエネルギーに関するイベント・講習会等への参加 ・エコ製品やサービスの購入 ・通勤や買い物でのマイカー使用抑制と公共交通機関の利用 ・エコドライブの実践 など 事業者 ・事業活動における省エネ行動の推進 ・オフィスへの省エネ・再エネ機器の導入 ・エコドライブの実践、エコカーの導入 ・地域のイベント等への協力・参加 ・エコ製品やサービスの開発、販売 ・地球温暖化やエネルギー問題に対するCSR活動の実施 など 区 ・省エネ・再エネ機器の情報提供、導入支援 ・省エネ建築に関する情報提供 ・エコドライブやエコカーの率先導入・普及促進 ・区施設・学校での省エネ・再エネ技術の率先導入 ・連携・協働事業における主体間のコーディネート ・街路灯の高効率化 など
特徴	・再生可能エネルギーの普及拡大策として、住民参加型太陽光発電所を位置づけ	

		荒川区
名称	荒川区低炭素地域づくり計画(改)	
策定年次・計画期間	平成28年 2000年～2020年	
目標	<p>区民・事業者・区(行政)の三者が「環境区民」として広範囲な領域・分野において連携・協力し、自らのこととして取り組みを進めることが不可欠。地球上の動植物や限りある資源等を「大切にすること」・「まちのつながり」をもち、協働の取り組みを進めていく必要があります。本計画を通して、私たちが守りたい・創りたい将来の「あらかわ」と「環境区民」の姿を明らかにします。</p>	
具体的な目標	<p>CO2 排出量 2020(平成32)年度 2000(平成12)年度比 25%減 ※電力の排出係数が2000(平成12)年度レベルに低減することを前提 改定後：加えて以下の削減目標を掲げる</p> <p>エネルギー消費量 全体：2020(平成32)年度 2000(平成12)年度比 30%減 家庭部門：2020(平成32)年度 2000(平成12)年度比 30%減(一世帯当たり) 業務部門：2020(平成32)年度 2000(平成12)年度比 15%減(床面積1㎡当たり)</p>	
体系	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・物やエネルギーを大切にし、シェアリングをしています ・温暖化対策に取り組む暮らし方が「得する暮らし方」になっています ・環境にも経営にもやさしい仕事の仕方をしています ・自然の力を利用した暮らし方をしています ・花と緑があふれるまちになっています ・歩いて楽しいまちになっています ・「環境区民」のこころを将来の世代にも伝えていきます
	基本方針	<p>1 家庭で取り組む CO2削減対策 2 事業所で取り組む CO2削減対策 3 まちづくりによる CO2削減対策 4 協働で取り組む CO2削減対策</p>
	施策	<p>家庭 家庭での省エネルギー化を推進(省エネマイレージコンテスト) 省エネルギー機器や再生可能エネルギー機器の導入を支援するための助成 ・家庭での省エネルギー化の推進 省エネ行動に取り組む世帯数 2014年度までに全世帯の50～60%まで増加。高効率給湯器の設置世帯の割合を2014年度までに約32%に増加。省エネ型冷蔵庫について 2014年度までに約37%に増加。 ・家庭への再生可能エネルギーの導入推進 2014年度までに約10%に増加 ・3Rの推進廃棄物部門のCO2排出量 2011年度までに2008年度比で17%削減する</p> <p>事業者 省エネセミナーを開催、省エネ診断の受診の促進 省エネ対策を実施する事業所の割合を、2014年度までに約40%に増加 2014年度までに太陽光発電システム及び太陽熱利用システム設置事業所の割合をそれぞれ約10%に増加 区役所の環境配慮率先行動の推進 CO2排出量を2012年度までに2007年度比5%削減</p> <p>交通 カーシェアリングの普及促進、エコドライブの推進(実施車両台数を450台/年で増加)、モビリティマネジメントの実施(参加者1,500人/年)、電気自動車の普及促進(導入台数約900台/年)、自転車利用環境の整備を実施</p> <p>まちづくり 地域緑化を推進しています。屋上緑化・壁面緑化の助成 緑のカーテン講習会 街路灯のLED化 2014年度までに水銀灯6,349基のうち半数をLED化 まちの低炭素化の推進</p> <p>協働の対策 養成した環境区民リーダーにより、地域に根差した活動が実施 2014年度までに「環境区民リーダー」を60人養成する 夏休みエコ教室の実施やエコポスターコンクールを開催</p> <p>区 省エネルギー機器や再生可能エネルギー機器、電気自動車の導入など、率先</p>
	特徴	水害対策、熱中症対策等の適応策を位置づけ

		板橋区
名称	板橋区地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）	
策定年次・計画期間	平成24年策定 平成25年 2013（平成25）年度から2020（平成32）年度の8年間	
目標	この計画では、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策に加え、関連性の高いスマートシティの取り組みも並行して実行することにより、本計画が長期的な取り組み期間とする概ね2050（平成62）年度に望ましい都市像の実現を目指します。	
具体的な目標	温室効果ガス総排出量 2020年度 1990年度比 1.8%削減（現状趨勢比で17.6%削減）	
体系	基本理念	地域とともに低炭素社会をきずく～環境'協創'都市 板橋～
	基本方針	基本方針1 【エネルギー】 エネルギーを賢く作り使う 基本方針2 【快適】 涼しく緑あふれる居心地のよい空間をともにつくる 基本方針3 【まちづくり】 地球にやさしいインフラを整える 基本方針4 【産業】 環境産業の発展で地球を支える 基本方針5 【資源循環】 限りある資源を大切に使う 基本方針6 【人づくり】 地球環境を考え行動する人を多く育てる
	重点施策	①「板橋CO2削減区民運動（仮称）」の展開 ②地域協議会の活動 ③板橋エコアクション（IEA）の普及 ④省エネルギー型ライフスタイルの普及 ⑤待機電力の削減 ⑥家庭での省エネルギー製品の普及 ⑦住宅の省エネルギー化、新エネルギーの普及促進 ⑧工場・事業所等の省エネルギー・温暖化防止技術の交流促進 ⑨工場・事業所等の省エネルギー化 ⑩モデル商店街での先進的省エネルギー技術の普及 ⑪自動販売機の省エネルギー運転 ⑫区有施設でのCO2削減 ⑬公共交通機関・自転車利用の促進 ⑭エコドライブの普及促進 ⑮緑のカーテン（壁面緑化）の普及 ⑯緑の保全（樹木によるCO2吸収量の増大）
特徴	長期的な取り組みの方向性として、スマートシティを位置づけ	

		葛飾区																								
名称	葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）																									
策定年次・計画期間	2013（平成25年度）～2017（平成29年度）																									
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オールかつしかでつくるコンパクトで低炭素なまち ・交通の整備や緑道などの整備によって、矢の敷く歩いて暮らせるようなコンパクトなまち ・地域の活力や快適な生活を維持しつつ温室効果ガスの削減を両立しているまち 																									
具体的な目標	<p>温室効果ガス</p> <table border="0"> <tr> <td>短期目標</td> <td>2017年（平成29年度）</td> <td>2009年（平成21年度）比</td> <td>8%減</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>京都議定書基準年</td> <td>19%減</td> </tr> <tr> <td>中期目標</td> <td>2030年（平成42年度）</td> <td>2009年（平成21年度）比</td> <td>30%減</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>京都議定書基準年</td> <td>40%減</td> </tr> <tr> <td>長期目標</td> <td>2050年（平成62年度）</td> <td>2009年（平成21年度）比</td> <td>77%減</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>京都議定書基準年</td> <td>80%減</td> </tr> </table> <p><small>基準年は、温室効果ガスのうちCO₂、CH₄、N₂Oは平成2年度（1990）、HFCs、PFCs、SF₆は平成7年度（1995）です。また、基準年の温室効果ガス排出量は、平成2年度（1990）のCO₂、CH₄、N₂Oの値と、平成7年度（1995）のHFCs、PFCs、SF₆の値との合算値</small></p>		短期目標	2017年（平成29年度）	2009年（平成21年度）比	8%減			京都議定書基準年	19%減	中期目標	2030年（平成42年度）	2009年（平成21年度）比	30%減			京都議定書基準年	40%減	長期目標	2050年（平成62年度）	2009年（平成21年度）比	77%減			京都議定書基準年	80%減
短期目標	2017年（平成29年度）	2009年（平成21年度）比	8%減																							
		京都議定書基準年	19%減																							
中期目標	2030年（平成42年度）	2009年（平成21年度）比	30%減																							
		京都議定書基準年	40%減																							
長期目標	2050年（平成62年度）	2009年（平成21年度）比	77%減																							
		京都議定書基準年	80%減																							
体系	基本理念	オールかつしかでつくるコンパクトで低炭素なまち。																								
	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ①エネルギーをつくる：再生可能エネルギーの普及拡大 ②くらし・意識・まちをかえる：かつしかエコスタイルの構築 ③学び・広がる協働の“わ”：オールかつしかで取り組む「活・かつしか」の創造 																								
	施策	区民	地球温暖化が暮らしに及ぼす影響を理解し、環境に配慮した暮らし＝エコライフを営みます 省エネ・省資源を心がける、公共交通機関を利用する。 緑のカーテンや屋上緑化に取り組む 太陽光発電の利用、講習会への参加																							
		事業者	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に努めます。 温室効果ガス削減や経営コスト削減につながることを認識し、省エネ・省資源や従業員の啓発に取り組む 環境負荷の少ない製品・サービスの開発や製造に努める 事業所内の緑化に務める																							
		区	地球温暖化対策に率先して取り組みます 区民・事業者が取り組みやすいように仕組みを整備・情報提供・意識啓発を行う 区民・事業者に率先して温暖化対策に取り組む。																							
		「葛飾区地球温暖化対策地域協議会」を推進体制の中核組織とし。温暖化対策の基盤となるパートナーシップを重視しながら、本計画の推進にあたります。																								
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・区民生活や家庭からの視点を重点的に取り入れるとともに、防災対策にも有効な自立・分散型エネルギーである再生可能エネルギーの利用促進を大きな柱の一つに位置づけ 																									

2. 地球温暖化対策地域協議会の事例


東京都区部において、区が関与して協議会を設立している事例を整理する。

表 23 区における協議会の設置状況


自治体名	協議会名称	設置時期	活動状況
江東区	江東エコライフ協議会	H22. 7. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・区民・事業者・各団体・学識者・区などで構成 ・会議 年3~4回 ・江東区環境基本計画の推進に関する会議、「江東区エコポイント制度」の検証など。
大田区	大田区地球温暖化対策地域協議会	H20. 6. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・区民・事業者・各団体・学識者・区設計造園業界などで構成 ・リーフレット「エコライフおた」発行 ・事業者向け省エネ支援事業の案内。など
荒川区	荒川区低炭素地域づくり協議会	H21. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・区民・事業者・環境関係団体、各団体・学識者・区などで構成 ・環境学習プログラムの紹介、「あらかわセタライトダウンキャンペーン」、「スポGOMI（ゴミ）あらかわ春のエコまつり」などを開催
板橋区	エコポリス板橋環境行動会議	H13. 9. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・区民・事業者・各団体・学識者・区・消費生活相談員などで構成 ・広報 年2~4回発行 ・春の板橋クリーン作戦、ポイ捨て防止キャンペーン など
練馬区	練馬区地球温暖化対策地域協議会	H22. 5. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・区民・事業者・各団体・交通、ガス・電気業者・学識者・消費生活相談員・区などで構成 ・情報発信、環境月間講演会 ・省エネルギー月間講演会、くらしのエネルギー・スキルアップ講座、「省エネナビモニター事業」、地球温暖化防止月間、みどりの省エネ大作戦事業 ・『練馬区地球温暖化対策地域協議会メールマガジン』 など
葛飾区	葛飾区地球温暖化対策地域協議会	H20. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・区民・事業者・各団体・学識者・区などで構成 ・年2回程度、活動の充実に向けた意見交換を実施 ・打ち水イベントなど温暖化防止に向けた普及・啓発事業を実施

出典：環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/torokubo.html>

名称	江東エコライフ協議会（平成 22 年 7 月 13 日設立）
目的	区民、事業者及び区が連携して江東区環境基本計画における各施策の目標達成に向けた具体的行動を推進するとともに、地域における地球温暖化対策に寄与
活動内容	<p>(1) 江東区環境基本条例（平成 10 年 12 月江東区条例第 48 号）第 8 条に規定する江東区環境基本計画の推進に関すること。</p> <p>(2) 地球温暖化対策の推進に関すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が必要と認めること。</p>
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体（自治会、商工会、産業連盟、消費者団体、学校教育、環境関連団体 等） ・企業（電気・ガス事業者、トラック協会、区環境審議会 等） ・区民
その他	<p>■活動内容を区のホームページで情報発信</p> <p>(1) 江東区環境基本計画の推進に関する会議</p> <p>(2) 会議録年 3～4 回（平成 25～27 年度）</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>【平成 26 年】</p> <p>「江東区エコポイント制度」について、カーボンマイナスこどもアクションについて、環境関連施策新規・レベルアップ事業</p> <p>【平成 27 年】</p> <p>「江東区エコポイント制度」の検証、クール・ネット東京からの情報提供、「日本ヒューレット・パッカート社・環境配慮型オフィス」見学、カーボンマイナスこどもアクション事業について、「低炭素杯 2016」地域部門江東区エコライフ協議会が選出</p> <p>【平成 28 年】</p> <p>カーボンマイナスこどもアクション、第 1 回施設見学会・エコクッキング実施報告 環境学習情報館（えこっくる江東）の見学、江東区と地球船クラブの協同によるリサイクル施設「エコミラ江東」の見学、木育サミット in 江東の（「木」を活用した子育て・子育て環境を整備する取組）説明</p> <p>■江東区と江東エコライフ協議会と連携して取り組んでいる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所コミュニティの省エネ推進支援モデル事業 <p>「江東区エコポイント制度」の事業者モニターがモデル地区として参加。30 事業者のうち 17 事業者に省エネ診断を行う。</p>

名称	大田区地球温暖化対策地域協議会（エコライフおおた）（平成20年6月20日設立）	
目的	大田区内の温室効果ガス排出量削減に向け区の施策や効果的な実施方法について協議し、施策として提案するなど、区民や事業者の幅広い取組みを推進	
活動内容	<p>（1）区民、事業者等の主体的な地球温暖化対策の推進に関すること。</p> <p>（2）区民、事業者等が主体的に地球温暖化対策に取り組むために必要な普及啓発に関すること。</p>	
構成員	<p>・各種団体（自治会、有識者、環境関連団体、連合会、商工会、空調衛生協会、電設・建設・造園協会、NPO；大田・花とみどりのまちづくり、東京城南環境カウンセラー協議会）</p> <p>・企業（電気・ガス事業者、トラック協会、電鉄、キャノン、東京空港 等）</p> <p>・区民</p>	
その他	<p>■活動内容を区のホームページで以下の情報を発信</p> <p>（1）各事業者の主な取組み</p> <p>（2）事業者向け省エネ支援事業のご案内</p> <p>1.省エネ講師派遣制度、</p> <p>2.省エネルギー診断</p> <p>（3）活動内容</p> <p>リーフレット「エコライフおおた」</p> <p>【平成27年】</p> <p>・「エコフェスタワンダーランド in 六郷」に出展。</p> <p>燃料電池のしくみと実験、風力発電体験、水素をつくる自転車体験、水の汚れに関するパネル展示とクイズ、エコ標語入賞作品の展示、燃料電池車の展示、デジタル地球儀「触れる地球」の展示</p> <p>・東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）の「省エネ講師派遣制度」と「省エネルギー診断」を活用し、中小企業の省エネへの取組みを支援</p> <p>・～「ときどき」から「いつも」のエコに～</p> <p>区民一人ひとりの行動で二酸化炭素(CO₂)を減らすために、協議会では区民向けの行動指針を作成 等</p>	 <p>写真：大田区 HP 引用</p>

名称	荒川区低炭素地域づくり協議会（平成 21 年 6 月 1 日設立）
目的	区民、事業者、行政等が協働して、荒川区における地域の実情に即した地球温暖化対策を協議及び実践し、低炭素型地域社会の構築を目指す
活動内容	<p>(1) 地域で実践できる地球温暖化対策の検討及び推進に関すること</p> <p>(2) 地球温暖化対策に関する普及啓発に関すること</p> <p>(3) その他、目的達成に必要なこと</p>
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体（自治会、有識者、商工会、更正女性会、環境サポーター、エコセンター等構想策定懇談会、連合会、地球温暖化防止活動推進センター） ・企業（電気・ガス事業者、トラック協会） ・区民
その他	<p>■活動内容を区のホームページで以下の情報発信</p> <p>(1) 協議会目的</p> <p>(2) 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あらかわ七夕ライトダウンキャンペーン」、ライトダウン宣言書、親子キャンドル手作りワークショップ、七夕星空観察会、ライトダウンフォトコンテスト ・「スポ GOMI（ゴミ）あらかわ春のエコまつり」を開催 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真：荒川区 HP 引用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上写真：「ゴミ拾いはスポーツだ。」の掛け声で競技が開始。</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・環境特別講演会「ECO(エコ)ガーデンはじめましょ」を開催 ・環境特別講演会「もったいないが食育の基本」を開催 など <p>(3) 協議会構成</p> <p>協議会は、計画の策定や、その進行管理などの統括を行う全体会議と、詳細な内容について検討を行うワーキンググループ（WG）などの検討部会等で構成。WGなどは今後必要に応じて設立。</p>

名称	練馬区地球温暖化対策地域協議会（平成 22 年 5 月 25 日設立）	
目的	区民、事業者、練馬区等が、相互に連携して区の地域における日常生活に起因する温室効果ガスの排出量の抑制のために必要となるべき措置について協議し、および実施することにより、区の地域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。	
活動内容	<p>（1）日常生活に係る温室効果ガスの排出量を抑制するための除法の収集、区民および事業者に対する情報の提供、啓発等に関すること。</p> <p>（2）日常生活に係る温室効果ガスの排出量の抑制のための区民および事業者の取組に関すること。</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>	
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体（自治会、有識者、商店街連合会、協同組合、環境関連連絡会・協議会、環境保全協会、消費生活相談員） ・企業（電気・ガス事業者、交通関連業者） ・区民 	
その他	<p>■活動内容を練馬区地球温暖化対策地域協議会、協議会のホームページ「ねり☆エコ」で情報発信</p> <p>（1）地球温暖化対策情報の発信</p> <p>（2）地域協議会について 等</p> <p>（3）そのほか</p> <p>【「ねり☆エコ」活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境月間講演会、省エネルギー月間講演会、くらしのエネルギー・スキルアップ講座、「省エネナビモニター事業」、地球温暖化防止月間、みどりの省エネ大作戦事業—平成 23 年度練馬区内の家庭等における今夏節電状況調査—、『練馬区地球温暖化対策地域協議会メールマガジン』、くらしのエネルギー講座、など <p>【事業紹介（計画・報告）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー月間講演会「進むエネルギー改革～何を選びどう使う～」 ・平成 28 年度こどもエコ・コンクール実施結果 ・第 6 回ねりまエコスタイルフェア ・環境月間講演会『地球温暖化対策の最前線と私たちのくらし』 ・スタート！エコライフ 2016 ・省エネルギー月間講演会「何が変わるの？電力小売自由化」 ・地球温暖化防止月間講演会「宇宙からのメッセージ大きな夢と美しい地球を！」 ・平成 27 年度こどもエコ・コンクール実施結果 ・第 5 回ねりまエコスタイルフェア など 	 <p>平成 27 年度講座のくらしのエネルギー・スキルアップ講座の様子、ねり☆エコ HP より引用</p>

名称	葛飾区地球温暖化対策地域協議会（平成 20 年 12 月 11 日設立）
目的	区民、事業者及び区等の協働によって、区内における地球温暖化対策の進展を図ることにより、日常生活における温室効果ガスを削減し、もって地球温暖化の防止に寄与する。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> （1）葛飾区地球温暖化対策地域推進計画の推進及びその進捗状況の点検評価 （2）地球温暖化対策のモデルとなる取組の企画及びその進行管理 （3）区内の地球温暖化対策取組状況の把握 （4）地球温暖化対策に関する情報交換 （5）地球温暖化対策に関する普及啓発 （6）その他地球温暖化対策の推進に関し必要な事項
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体（自治会、産業、消費者、緑化、学校教育等） ・企業（電気・ガス事業者、大型商業施設、工場等事業所、コンビニ、不動産、郵便等） ・区民
その他	<p>■活動内容を区のホームページで以下の内容を情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）各事業者の主な取組み （2）環境学習プログラムの紹介 （3）活動報告（年次） <p>【平成 27 年の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテン講習会（亀有信用金庫飯塚支店、環境経営事業者連絡会代表） ・エコクッキング教室【全 4 回】（東京ガス（株）） ・夏休み子ども環境学習講座 ガス管で万華鏡づくり（東京ガス（株）） ・打ち水作戦 in 葛飾郵便局 2015（葛飾郵便局） ・夏休み子ども環境学習講座（株）タカラトミー会社見学（区内に本社立地） ・かつしか環境・省エネフェア 2015 ～出発進行！エコライフ～ ・葛飾打ち水大作戦 in 立石フェスタ ・環境・緑化フェア 2015 開催

区民・事業者意識調査の回収状況

1. 目的

区民及び区内事業者の地球温暖化に対する意識や取組状況を把握し、今後の対策推進へ反映することを目的とし、アンケート調査を実施する。

2. 概要

①区民

抽出方法	区内に住む 20 歳以上の方から無作為抽出 ※1 世帯に複数の調査票は配布しない
サンプル数	1,000 人
調査期間	平成 29 年 8 月 9 日（水）～8 月 31 日（木）
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数（回収率）	186 人（18.6%）（※ 8 月 18 日時点）

②事業者

抽出方法	公務を除く従業員数 5 人以上の事業所から無作為抽出
サンプル数	1,800 事業所
調査期間	平成 29 年 8 月 9 日（水）～8 月 31 日（木）
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数（回収率）	236 事業所（13.1%）（※ 8 月 18 日時点）